

イギリス法における純粹な経済的損失とネグリジエンス責任

——Hedley Byrne 準則の基礎づけをめぐって(一)

松田健児

目次

- 一、はじめに
- 二、Hedley Byrne 事件貴族院判決の一分析——故意によらない純粹な経済的損失に対する注意義務を生ぜしめる四囲の状況の決定のための法原理の定立
 - 1 注意義務を生ぜしめる四囲の状況の決定のための法原理の探求
 - (i) Reid 卿の意見——信認関係の重視
 - (ii) Morris 卿の意見——近接関係の重視
(以上本号、以下次号)
 - (iii) Devlin 卿の意見——契約と同等の関係の重視
 - 2 注意義務を生ぜしめる四囲の状況についての法原理の Hedley Byrne 事件への適用
 - (i) Reid 卿の意見
 - (ii) Morris 卿の意見
- 三、ネグリジエンス法における Hedley Byrne 準則の確立：Smith 事件及び Caporo 事件における Hedley Byrne 事件貴族院判決の取り扱い
 - 1 Smith 事件における Hedley Byrne 事件貴族院判決の取り扱い：Smith 事件貴族院判決
 - 2 Caporo 事件における Hedley Byrne 事件貴族院判決の取り扱い：Caporo 事件貴族院判決
- 四、Hedley Byrne 準則の新たな展開
 - 1 Spring 事件貴族院判決
 - 2 Henderson 事件貴族院判決
 - 3 White 事件貴族院判決
- 五、おとがき——Hedley Byrne 準則の基礎づけについて三つの異なる見解

一、はじめに

1 イギリス法における純粋な経済的損失の基本的な取り扱い

イギリス法において、人身および財産権に対する物理的侵害 (material injury to person and property) に随伴しないで発生する単なる金銭的損失、すなわち、純粋な経済的損失 (pure economic loss) は、主として、契約において、故意であるか否かにかかわらず、損害賠償 (damages) として、回復せられうる (recoverable) もとなる⁽¹⁾。しかし、契約における回復が、イギリス法における約因の法理 (doctrine of consideration) および契約関係の法理 (doctrine of privity of contract) の厳格さのため、認められない場合が生ずる。その場合に、契約に達しない関係の当事者もしくは契約の第三者である損失の受被害者に、何ら回復を認めないことが、法による悪しざまな結果を生ぜしめることになる時には、イギリス法は、契約において以外に、純粋な経済的損失が回復されうることを、容認して来た。例えば、裁判所は純粋な経済的損失が故意によって惹起している場合に、原理上訴えうる (actionable in principle) ものとして、十九世紀中葉から末葉に、詐欺 (deceit) の不法行為の展開を通じて、また、契約妨害 (interference with contract) の不法行為の創設によって、原告が契約上の何らかの権利を有するか否かにかかわらず、そのような損失を、ほとんどの場合において、不法行為において、損害賠償として、回復しうるものとして取り扱って来たのである。しかし、裁判所は、故意によらない場合については、右と同様の請求権を、それぞれ Derry 対 Peek 事件⁽⁶⁾において、また、Cattle 対 Stockton Waterworks 事件⁽⁷⁾において、否認して以来、長い間、全く回復せられえない状態に置いて来たのである。

2 故意によらない純粋な経済的損失の回復の承認と拡大

(i) ところが、今世紀に入って、裁判所は、故意によらない純粋な経済的損失が、契約において以外に、回復される場合のあることを承認し、比較的最近に到る迄、その場合を拡大し続けていた。その回復の承認と拡大の過程は、先ず、衡平法の領域から、不実の言説の事件において、開始された。すなわち、イギリスの最終上訴裁判所である貴族院は、一九一四年の *Nocton* 対 *Lord Ashburton* 事件⁽⁸⁾ において、純粋な経済的損失が、衡平法上の補償 (equitable compensation) として、回復されうる場合のあることを、初めて、承認したのである。同事件における貴族院判決によって、純粋な経済的損失は、それが、衡平法上の信認関係 (fiduciary relationship) の一方当事者による適切な注意を欠く不実の言説 (negligent misstatement) によって、その相手方に受被される場合には、衡平法上の注意義務 (duty of care in equity) にともづき、衡平法上の補償として、回復されることが確立された。イギリス法では、*Nocton* 事件において問題となった適切な注意を欠く不実の言説とは、より正確かつ技術的には、適切な注意を欠く不実表示 (negligent misrepresentation) を指すものである。適切な注意を欠く不実表示は、従来、*Derry* 対 *Peek* 事件⁽⁹⁾ 以降、詐欺的または故意の不実表示 (fraudulent or wilful or intentional misrepresentation) すなわち詐欺 (fraud) として、いわゆる「詐欺の訴」(action of deceit) の原因にはならない善意不実表示 (innocent misrepresentation) の一態様とされて来た。善意不実表示は、契約の取消原因にはなるといふことが、十九世紀末には、衡平法の法理として確立されていたが、依然として、人は、善意不実表示について全く賠償責任を負わないことが原理とされていた⁽¹⁰⁾。

(ii) *Nocton* 事件によって確立された準則によって、純粋な経済的損失は、故意によらない場合にも、契約において以外に、回復されうるものとなったのであるが、それは、原告と被告との間に、衡平上の信認関係が存在する場合に限定されるものとどまつた。しかし、*Nocton* 事件から半世紀後の一九六三年に、貴族院は、純粋な経済的損失

が、適切な注意の欠如によって惹起せしめられている場合について、更に、原告が契約上の何らの権利も持たず、かつ、原告と被告との間に衡平法上の信認関係も存在しない時においても、法によって推認される注意義務にもとづき、訴えうる損害として、回復されうることを、容認したのである。それは、*Hedley Byrne & Co. Ltd. 対 Heller & Partners Ltd.* 事件⁽¹¹⁾における貴族院判決において、なされた。同事件で問題となったのは、適切な注意を欠く不実の言説によって惹起された純粋な経済的損失であった。

原告は、ある依頼人との間に広告代理契約を締結しようとしていた広告代理業者であった。原告は、自分の取引銀行を介して、依頼人の取引銀行である被告に対して、依頼人の信用状態につき照会した。被告銀行は、問題の依頼人が普通の業務上の取り決めについて安全である旨の回答をなしたが、その際に、回答の正確さにつき責任を負わない旨の見出しを回答書につけていた。原告は、この回答に信頼して、依頼人の代理人として、第三者と、依頼人本人の債務の履行を保証する旨の条項を含む広告契約を締結した。ところが、問題の依頼人は、実際には堅実性に欠けていて、やがて、支払不能に陥り、そのため、原告は、信用を与えた金額の損失を受けた。そこで、依拠しうる何らの契約上の権利も持たない、また、何らの衡平法上の信認関係の当事者でもない原告は、したがって、被告銀行にネグリジェンスの不法行為における責任を問う訴えを提起した⁽¹²⁾。

当時、ネグリジェンスという不法行為は、今世紀の四半世紀を過ぎた一九三二年に、*Donoghue 対 Stevenson* 事件⁽¹³⁾の貴族院判決において、それに先立つ十九世紀を通じて、増大して来た事故 (*accident*)、すなわち、故意によらないで惹起された人身および財産権に対する物理的侵害の事件に対処するために、展開されていたもろもろの法準則の集大成と見られる一個の有名な不法行為として確立されて以降、裁判所によって、その射程が拡大されつつあった。先ず、*Donoghue* 事件における *Atkin* 卿によって宣明された「隣人原理」(*neighbour principle*)⁽¹⁴⁾によるネグリジェンス責任の射程に、適切な注意を欠いた行為 (*negligent act*) によるのではなく適切な注意を欠く不実の言説によっ

て惹起された物理的損害に対する責任が付加された⁽¹⁶⁾。そして、原告の人身および財産権に対する物理的侵害に随伴する経済的損失も、Donoghue事件におけるネグリジェンス責任の射程に入ることが、確立されつつあったのである⁽¹⁷⁾。

こうして、貴族院は、Hedley Byrne事件の当事者達によって、ネグリジェンス法の射程の拡大を背景に、更に一歩を進めて、適切な注意を欠く不実の言説による純粋な経済的損失について迄、ネグリジェンス責任による司法的救済を承認するか否かを求められたのである。貴族院の裁判官達は、問題の原理、すなわち、善意かつ適切な注意を欠く不実表示について、人は、何ら、賠償責任を負わない旨のDerry対Peck事件によって確立された原理を、そこで、右に既に見たように、Nocton事件における、衡平法上の変更が続けて、ネグリジェンス法において変更するか否の問題に直面したのであった。つまり、判例法上、ネグリジェンス責任についてなされて来た区別、すなわち、ことば(words)、つまり、述べられたことがらと、おこない(deed)、つまり、なされたことがらとの間に行なわれて来た区別^(17a)、および、その区別にもとづいて確立されていることばにおけるネグリジェンス責任の一律的排除を、衡平法上の変更を手掛かりとして、ネグリジェンス法において見直すか否かを、検討することになったのである。

(iii) Hedley Byrne事件における貴族院判決の決定そのものは、審理に参加した裁判官達の全員一致によって、原告に、適切な注意を欠いた行動(conduct)を理由とする損害賠償回復請求を、明示的な責任の否認(an express disclaimer of responsibility)が被告によってなされていることにもとづいて、認容しない、というものであった⁽¹⁸⁾。しかし、貴族院は、判決の結論に到達するその推理過程において、もし、被告によって責任回避条項が付加されていないとするならば、口頭によるものであれ書面によるものであれ、善意ではあるが適切な注意を欠く不実の言説は、原告と被告が置かれている一定の状況に照らして、法が、一個の注意義務を推認することになるであろうとの理由から、それによって惹起される純粋な経済的損失について、およそなんらかの契約もしくは信認関係を理由とするものとは別個に、一個の損害賠償回復訴訟を生ぜしめことがあると判示した。しかしながら、法による注意義務の推認が、

a) いかなる一定の四囲の状況に照らして、b) 何故に、なされうるのかという問題点については、Hedley Byrne 事件の貴族院判決を構成する五人の常任上告貴族達の意見は、Donoghue 事件の「隣人原理」を Hedley Byrne 事件において直接に適用することを求める原告の主張を斥けている点を除いて、必ずしも一致しているとは言いがたいものであった。実は、むしろ、それぞれ異なっていたのである。すなわち、貴族院裁判官達の意見には、法によって注意義務を推認しうる一定の四囲の状況を、a) 特別の技能に対して合理的な信頼が置かれる当事者間の近接関係、b) 当事者間の契約と同等の関係、および c) 信認関係の性質を帯びた当事者間の特有の関係を、に認める多様な見解がみられたのである。¹⁹⁾ しかしながら、Hedley Byrne 事件における貴族院判決は、いずれにしても、適切な注意を欠いた不実表示に關連して、人が、純粹な経済的損失につき、ネグリジェンスの不法行為において、損害賠償責任を負う場合のあることを確立し、判例法上、Derry 対 Peek 事件の結果を覆したことは確実であった。

3 ネグリジェンス法における純粹な経済的損失の回復の更なる拡大および拡大の停止そして後退

(i) 判決から間もなく、一方で、Hedley Byrne 事件は、純粹な経済的損失がネグリジェンスの不法行為において回復されうる場合を、不実の言説の事件の限定的範疇に制限する一個の例外的領域を創設した事件である、とする見解が現われた。同時に、他方では、同事件は、ネグリジェンス法におけることばとおこないの区別を取り除き、適切な注意を欠く不実の言説 (negligent misstatement) および行為 (negligent act) によって惹起されるいずれの純粹な経済的損失もが回復されうるための道筋を開いたより広範な意義を有するものである、という見方が出て来た。すなわち、Hedley Byrne 事件における貴族院判決によって、法は、適切な注意を欠く行為によって惹起される純粹な経済的損失についても、一個の注意義務を推認しうる旨の解釈が、実務法律家達によってなされたのである。しかし、それは、原告以外の者に帰属する財産権に対する物理的損害に随伴する純粹な経済的損失の回復に關する一連の

事件において試みられて、不首尾なものに終ってしまった。⁽²⁰⁾ しかしながら、一九七〇年代末には、Hedley Byrne 事件における貴族院判決の基礎を、適切な注意の欠如が不実の言説の仕方によってなされている事実を求めるのではなく、被告の特別な技能に対する原告の合理的な信頼とそのような近接関係の存在にもとづかせしめる解釈がなされて、専門職の失当な行為 (mistake) および不作為につき、ネグリジェンス責任の承認が行なわれたのである。⁽²¹⁾ そして、こうした承認がなされるのはほぼ同時期に、Wilberforce 卿によって Anns 対 Merton London Borough Council 事件⁽²²⁾ において定式化された「二段階の判断基準」⁽²³⁾ が出現し、裁判官達の間において、ネグリジェンス法における注意義務の存否は、人身および財産権に対する物理的侵害であれ、または、単に、純粋な経済的損失であれ、いかなる損害の種類もネグリジェンス訴訟においても、同一に、Wilberforce 卿の判断基準にもとづいて決定するという態度が、裁判官達の間、有力な傾向となるに到って、ネグリジェンスの不法行為の急激な拡張がもたらされた。故意によらない純粋な経済的損失の回復は、ネグリジェンス法において、ますます、拡大されることになったのである。

(ii) そして、一九八〇年代の初頭、ついに貴族院は、Junior Books Ltd. 対 Veitchi Co. Ltd. 事件⁽²⁴⁾ において、純粋な経済的損失が、適切な注意を欠く不実の言説によって、あるいは、適切な注意を欠く行為によって生ぜしめられているのか否かにかかわらず、人身および財産権に対する物理的損害の事件におけるのと同様に、通常のネグリジェンス法において、Hedley Byrne 準則にもとづいて、回復されうるものとして取り扱うに到ったのである。同事件では、原告は、訴外 A 建築会社に工場の建築を注文した。A は、原告の指名に従って、工場の床の特殊塗装工事を、被告に下請けさせた。被告の適切な注意を欠いた塗装によって、問題の床は、身体または他の財物に危険をもたらす状態に達しないものの欠陥のある床になった。原告は、被告に対して、塗装工事の全面的なやり直しのための費用、工場内の機械の移動のための費用、および工事期間中の得べかりし利益の喪失について、ネグリジェンスにおける回復を求めた。問題の塗装工事については、A と被告との間だけで下請契約が締結されていて、原告と被告との間に契約

は存在しなかった。被告は、原告との間に契約がなく、また、問題の床が人の健康もしくは安全にとってあるいは他の財物にとって危険を生ぜしめていると原告によって主張されていない、と抗弁し、欠陥製品による純粋な経済的損失について、契約上の注意義務も、また、Anns事件における貴族院判決にもとづく注意義務も成立しえない、と主張した。⁽²⁵⁾しかし、貴族院は、多数意見において、欠陥製品の製造者と使用者との間に十分に密接な近接関係が存在する場合には、製造者の製品の使用者に対する注意義務は、単に製品がもたらす危害を回避するのみならず、問題の製品自体の欠陥を生ぜしめない義務をも含むのであり、製造者は、問題の製品の使用者との間に契約を有していない時間においても、問題の欠陥を修理し、または、問題の製品を取り換えるための費用およびそれに伴う経済的損失について責任を負う、と判示した。⁽²⁶⁾その際、Junior Books事件における近接関係の存在を、a)原告は被告を特殊な技能を有する下請け人として指名したのであり、原告と被告との関係は直接的な契約関係に僅かに及ばないだけの密接なものであること、b)被告は自己の特殊な熟練による技能と経験に原告が信頼していることを知っていたに違いないこと、および、c)原告によって受被されている純粋な経済的損失は被告の適切な注意を欠いた行為（欠陥工事）の直接的かつ予見可能な損害であったこと、の事件の具体的事情にもとづかせしめて、Hedley Byrne 準則にしたがって、ネグリジェンス責任を承認したのである。⁽²⁷⁾ Junior Books 事件における貴族院判決では、Wilberforce 卿の「二段階の判断基準」の有用さが確認された。そこでは、純粋な経済的損失は、一律的にネグリジェンス法による保護の外に置かれるべきではなく、近接関係の有無に照らして一応の注意義務の成立を決定した後、当該事件の具体的事情に照らして、責任を否定もしくは縮減すべき特別の政策的理由が存在する場合にのみそうされるべき損失として取り扱われたのである。この見解によれば、純粋に経済的な損失であっても、損失の受被者の数もしくは大きさが限定される場合には、責任を否定する特別の政策的考慮、例えば、いわゆる「水門論」(Flood Gate Theory) ⁽²⁸⁾ が成立しえないことになり、より責任の確証が容易になるのである。そして、その場合に、責任の確証は、Wilberforce 卿の判断基

準の第一段階において、すなわち、当事者間の近接関係の存在の有無によって決定されうるようになる、と見られた。したがって、Junior Books 事件における貴族院判決は、Wilberforce 卿の定式の意味における近接関係、つまり、損害の合理的予見可能性にもとづく一応の注意義務の成立によって、純粋な経済的損失の事件においても、もっぱら、ネグリジェンス責任が確認されうることを示唆したことになるのであった。

(iii) しかしながら、この Junior Books 事件における貴族院判決の示唆は、その後、射程の拡大によるネグリジェンス法の不安定化を考慮する一連の判決を経て、Caporo Industries plc. 対 Dickman 事件⁽⁸⁾における貴族院判決において、否認された。すなわち、同事件における Bridge 卿によって、近接関係の要件は、純粋な経済的損失の事件において、合理的予見可能性の要件と同視されるのではなく、それから分離されて、注意義務を生ぜしめる状況に必要な更なる要素として、一つの別個の要件をなすものとされるべきであって、「二段階の判断基準」に替えて「三段階の判断基準」、すなわち、損害の合理的予見可能性、近接関係もしくは隣人関係、および法律上の責任を果すことが公平かつ正当であることが用いられることが望ましいとされたのである。その基準によれば、純粋な経済的損失の事件において、ネグリジェンス法における注意義務を生ぜしめる状況に必要な要素とは、損害の合理的予見可能性に加わえて、義務を負う側と負わせる側との間に、法が、「近接性」または「隣人性」の関係と特質づける関係が存在すること、および、その状況が、一方の利益のために他方に法が一定範囲の義務を課すことを、公平、正当かつ合理的 (fair, just and reasonable) であると裁判所が考慮する状況である、ことであつた。⁽⁹⁾つまり、純粋に経済的損失の事件においては、通例のネグリジェンス訴訟においては適用されない要件が必要とされることになったのである。Capolo 事件における貴族院判決は、故意によらない純粋な経済的損失について、Hedley Byrne 事件以降進められて来たネグリジェンスにおける回復の拡大に、歯止めをかけたのである。そして、更に、Murphy 対 Brent Wood District Council 事件⁽⁸⁾における貴族院が、一九六六年の実務声明 (practice statement) に「もしも、Annus 事件そ

のものに訣別 (depart from) して、その先例としての価値を否定するに到って、右の回復の歯止めから、裁判所は更に進んで、今迄の拡大傾向を反転させて後退に向うであろうことは、誰の目にも明らかなことであるように見えた。裁判所は、純粋な経済的損失の事件において、ネグリジェンス法上の注意義務の存否の決定を行なうに当っては、人身および財産権に対する物理的侵害の事件においてはとは異なり、Wilberforce 卿の原理を重視する現代的アプローチから離れて、個別の事件の具体的事情を重視するより伝統的なアプローチを採る傾向を強めることが、決定的になったからである。したがって、純粋な経済的損失が、ネグリジェンスの不法行為において回復されうるか否かが裁判所において問題となる際には、既に責任が確立されている範疇を手掛かりにして、その範疇の類推 (analogy) により、漸次的にまた積み上げに法を發展させていく方法が採られるということになった。ところで、Murphy 事件における貴族院判決は、建築物の欠陥が、占有者の人身の健康もしくは安全、または建物以外の他の財産権に対する物理的損害をもたらす明白な危険をなす場合には、問題の欠陥自体が建築物自体に対する一種の物理的損害である旨の Anns 事件における Wilberforce 卿の見解を、現実に物理的損害を惹起していない欠陥が本当には純粋な経済的損失の性質の損害であることを誤って解釈したものとして否認した。しかし、Junior Books 事件における貴族院判決については、それを適切な注意を欠いた行為によって惹起された純粋な経済的損失の事件において、十分に密接な近接関係が存在する場合に、Hedley Byrne 事件の原理が適用された結果である、と見たのである⁽³⁸⁾。

4 Hedley Byrne 準則による純粋な経済的損失の回復の新たな拡大

こうして、イギリス法では、現在、故意によらない純粋な経済的損失の回復が最も確実に確証されうる場合は、Hedley Byrne 事件における貴族院判決が適用されうる場合であるという判例法の状態が出現しているのである。そして、九十年代に入って、法は、純粋な経済的損失の回復について、ネグリジェンス法におけるその拡大と反転・後

退を経た後に、更に、再反転して、新たな展開による拡大の傾向を見せているのである。すなわち、*Hedley Byrne* 事件貴族院判決は、故意によらない純粋な経済的損失の回復が求められた三個の事件、つまり、*Spring* 対 *Gurdian Assurance plc.* 事件⁽⁸⁴⁾、*Henderson* 対 *Merret* 事件⁽⁸⁵⁾、および、*White* 対 *Jones* 事件⁽⁸⁶⁾ において、問題点についての法原理を定立しているものとして取り扱われて、それらの事件における法律上の責任を確認するために適用されたのである。しかも、それらの事件において確証された責任は、必ずしも、従来のネグリジェンス法における *Hedley Byrne* 準則にもとづく責任の範囲内に包摂されうるものであるとは思われない領域に迄、拡大されているのである。ところで、*Hedley Byrne* 事件貴族院判決には、既に述べた様に、注意義務を生ぜしめる四囲の状況がいかなるものかについて、ネグリジェンス法上において展開されて来た観念であると見てさしつかえない近接関係 (*proximity*) を重視する意見の外に、更に加わえて、契約と同等の関係を重視する意見、および、衡平法上の信認関係の性質を帯びた関係を重視する意見が存在していたのである。いわば、*Hedley Byrne* 準則は、契約法、衡平法および、ネグリジェンスの不法行為に関する法が交錯し重複し合う領域において宣明された法準則であったと述べても、妥当さを欠くことにはけっしてならないであろう。貴族院は、上述の一連の事件において、*Hedley Byrne* 責任の新たな拡大を承認するに当って、*Hedley Byrne* 事件貴族院判決における相異なる意見をどのように取り扱っているのかわるか。そして、*Hedley Byrne* 準則を新たに展開するに当っては、いかなる正当化の事由にもとづいているのかわるか。更に、*Hedley Byrne* 準則の新展開によって、故意によらない純粋な経済的損失に関して、判例法上、いかなる法準則が出現しているのかわるか。それは、依然として、ネグリジェンス法上の準則として見ることができるとのなのであろうか。

本稿は、現代イギリスにおけるネグリジェンス法の拡大と後退そして混乱を生ぜしめていると見てよい純粋な経済的損失に焦点を合わせて、ネグリジェンス法と他の領域の法との関連を探り、ネグリジェンス法の基本的視座を得る

ための前提的作業の一つを行なうことを目的としている。そのための素材として、本稿では、純粋な経済的損失が故意によらない場合に回復されうることを、判例法上、確立した Hedley Byrne 事件における貴族院判決によって定立される法準則（以下、Hedley Byrne 準則）が取り上げられる。判例法理論によれば、ある先例が宣明する法準則は、後の裁判官によって定立されるものであるが、本稿でいう Hedley Byrne 準則は、記述の便宜上、Smith 対 Bush 事件⁽⁸⁾、および、Capolo 事件において確立された法原理を意味する。本稿の直接の課題は、右の一連の事件において、Hedley Byrne 責任の射程の拡大が、ネグリジェンスの不法行為法の枠組内にとどまるものとして、取り扱われているのか否かを明らかにすることである。本稿は、先ず、Hedley Byrne 事件貴族院判決そのものの分析を行なう。その後、ネグリジェンス法における Hedley Byrne 準則の定立について、Smith 事件および Capolo 事件における Hedley Byrne 事件貴族院判決の取り扱いを中心に、検討する。そして、Spring 事件、Henderson 事件および White 事件における Hedley Byrne 準則の新たな展開を追試する。最後に、Hedley Byrne 準則の基礎づけが、Hedley Byrne 事件以降、もろもろの裁判官達によって、異なった仕方、すなわち、ネグリジェンス法上の近接関係、契約、および、衡平法上の信認関係として記述されうる特質を帯びるものとそれぞれに見られている四囲の状況に照らして、行なわれていることが明示されることになるであろう。

注

(1) 純粋な経済的損失に対する法律上の責任を、主として、契約の場合に限定的に承認する根拠と従来されて来たものは、a) いわゆる「水門論」である。すなわち、もし、契約において以外に、純粋な経済的損失が回復されるとするならば、その場合の責任は「不確定期間にわたり、不確定金額につき、不確定階級の人々に対する責任」(Ultramares Corporation 対 Touch 事件 (255 N. Y. 170; 174 N. E. 441, at 444 2nd col.)) における Cardozo 裁判官の陳述) を課すことになり、訴訟の洪水がもたらされる、というのである。訴訟の裁判所への流入を制御するための水門として契約を用いることが必要で

ある、とされて来た。b)更に他の要因として、契約において以外に、不法行為において、より一般的な責任を認めることは、市場における自由競争の原理の働きを阻害すると考えられて来たことが挙げられる。しかしながら、もし、純粋な経済的損失の回復を限定する根拠を右の様なものに求めるとするならば、a)契約が存在していない時に、損失の受被害者の数と損失の大きさが限定されている場合、および、b)市場における自由競争に参加するための取引交渉上のものもろの力を大半の場合に欠いている個人が市場の自由競争原理の働きによって、純粋な経済的損失を受被している場合には、こうした責任の限定は、その根拠の妥当さについて、少くとも、疑わしいものになる。

(2) イギリス法において、近代的な契約についての一般法は、不法行為上の「ケース」の訴権を活用して展開された引受訴訟 (action of assumpsit) を基礎にして展開して来た。引受訴訟は、方式によらない契約 (informal contract) つまり捺印証書によらない約束一般を保護するために発展させられて来たが、かかる訴訟による保護の範囲を何らかの方法により限定することが必要とされた。この必要に應えて、つくり出されたのが、約因の法理および契約関係の法理であった。約因は、当初、約束の動機となった理由を意味したが、やがて、一八四〇年の判例により、約因は、約束と引換えに与えまたは負われるところの、約束者の利益または受約者の不利益と定義されるようになった (Eastwood v. Kenyon, 11 Ad. & El. 438.)。イギリス法においては、約因は受約者によって与えなければならぬ、とされる。ある約束に対する約因を受約者以外の者が与えた場合には、受約者はその約束を履行することができない。ただし、アメリカ法においては、約因は受約者以外の者が与えるものであっても、約束と引換えに与えるものであれば有効な約因となるとされる (Restatement, Contract, 2d § 71 (4) and Comment e)。契約関係の法理とは、一九世紀後半の判例である Tweddle 対 Atkinson 事件 ((1861) 1 B. & S. 393.) においてほぼ確立されたものである。すなわち、ある契約から生ずる権利は、その契約の当事者によってのみ、かつ、当事者に対してのみ強行される、換言すれば、契約当事者ではない第三者は、その契約により権利を取得しまたは義務を負うことはない、という法理である。最近 (一九九六年六月)、改めて、第三者の利益のための契約の効力を認めるために、契約関係の法理を改革するよう法律委員会から勧告がなされている (Law Commission, Pivity of Contract: Contracts For the Benefit of Third Parties, Law Com. No. 242 (Cm 3329))

これらの法理が確立される過程は、契約が不法行為の「ケース」訴権から分離される過程であったが、実は、契約が分離した「ケース」訴権の中から、事故の法 (Law of accident) としての、ネグリジェンスの不法行為についてのものもろの法準則も生み出されてきているのである。

(3) 故意 (intention) の内容は、詐欺の場合と契約妨害の場合とにおいて異なる。すなわち、詐欺の場合には、口頭によるのであれ、文書によるのであれ、問題の言説が不実である、ことの認識、または、問題の言説が真実であることに對する

誠実な信念の欠如、更にまたは問題の言説が真実があるか不実であるかについての無頓着をいう。Derry 対 Peek 事件の判旨を参照（注（6））。契約妨害の場合には、故意とは、契約当事者による契約違反を誘引（inducement）するに、または、問題の契約の存在についての認識があるといわれる。

(4) Peek v. Gurney (1873) L. R. 6 H. L. 377; Edington v. Fitzmaurice (1889) 29 Ch. D. 459 及び Derry v. Peek (1889) 14 App. Cas. 337.

(5) Lumley v. Gye (1853) 2. E. & B. 216; Bowen v. Hall (1881) 6 Q. B. D. 333; Temperton v. Russell [1893] 1 Q. B. 715 及び Allen v. Flood [1898] A. C. 1.

(6) op. cit. (1889) 14 App. Cas. 337. Derry 対 Peek 事件は、起業目論見書中の不実の記載が問題となった事件である。ある軌道会社の取締役である被告は、起業目論見書を発行し、こう述べた。「この事業の一つの大きな特色は、国会の特別立法により、会社が馬力の代わりに蒸気または機械的動力を使用する権利を有することである。これによって、馬力による他の軌道と比較して、路線の経営費用において、莫大な節約がなされることは充分に予期されることである。」と。しかし、事実においては、設立立法は、商務局 (Board of Trade) の承諾を得て動力を使用しうるものとする、と規定した。右の記載に信頼して、原告は、同軌道会社の株式引受申込を行なった。同社は、軌道の敷設に着手したが、商務局は、問題の承諾を与えなかった。その結果、会社は解散し、原告は、引き受けた株式の額面の金銭を損失した。原告は、詐欺的不実表示 (fraudulent misrepresentation) にともづき、損害賠償を請求した。貴族院は、詐欺 (deceit) は、問題の不実表示 (misrepresentation) が (a) 不実であることを知りつつ (knowing it to be false) または、(b) その真実性に対する誠実なる信念なしに (without an honest belief in its truth) または、(c) 真実であるかもしくは不実であるかに無頓着にあるいは注意を行使しないで (recklessly, not caring whether it be true or false) 被告によってなされたとき、立証される、と判示した。つまり、詐欺の不法行為は、被告が、問題の言説 (statement) の真実についての合理的信念を欠いていた旨の立証によっては成立しない、とされた。適切な注意の欠如以上の誠実さの欠如もしくは無頓着の立証が必要とされるのである。原告は、誠実な信念の欠如を、合理人であれば問題の言説に対する信念を抱くことにはならなかったであろう、または、問題の言説をならか他の意味において理解することにはならなかったであろう、ことを明示することによって、立証することにはならない。

尚、詐欺の法理の展開と完成の過程について、内田力蔵「英法に於ける善意不実表示に就いて」法律協会雑誌五三巻五七号（一九三五年）参照。

(7) (1875) L. R. 10. Q. B. 453. 原告と第三者との間に締結された契約に対して不注意によってなされた妨害につき、不法

行為責任は成立しないことが確立された。同事件では、被告水道設備会社が、ある地主の敷地内に新しい水道本管を敷設する際に、本来行われるべき適切な作業を怠った。原告はその地主との間に固定価格によるトンネル建造契約を締結していた。原告は、適切な注意を欠いた水道管設置によって生ぜしめられているトンネル建造上の困難を被告に通知した。しかし、被告は何らの措置も構じなかった。欠陥を有する水道本管が破裂し水があふれ出し、問題の契約によるトンネルの工期が延びた。原告は工期延期分の工費について、契約妨害の不法行為において、損害賠償の請求を行った。原告の請求は棄却された。

(8) [1914] A. C. 982. 同事件は、原告・譲渡抵当権者 (Mortgagee) が被告ソリシターの適切さを欠いた助言に信頼して譲渡抵当権の担保物の一部について権利放棄をしたことによって、損失を受けた事件であった。被告は原告のために私的に行動したソリシターであった。より詳細な事実関係については、本稿の二の1の(四)の⑤の⑥を参照。

(9) その典型的な例は、依頼人とソリシターの関係、および、患者と医師の関係である。

(10) Nocton 事件以前の問題点についての法の状態は、John Fletcher Moulton 卿 (Baron of Moulton of Bank, 1844-1921) によって、次のようなことばで雄弁に述べられている。

「わたくしの意見によれば、諸卿よ、本院が、人は善意不実表示については損害賠償の責任を負わないという原理を、如何なる仕方において、または如何なる形式のもとに、攻撃がなされようとも、その完全無欠の状態に維持することは、最大の重要性のあることである。」と (Heilbut, Symons & Co. v. Buckleton [1913] A. C. 30. at 51.)。Moulton 卿のいう「攻撃」とは、善意不実表示が、その違反について損害賠償が請求されうる担保 (warranty) またはその他の副次的な契約 (collateral contract) になる場合があるとする法理を拡張的に解釈しようとする傾向または努力を指している ([1913] A. C. 30 at 49-50)。「人が善意不実表示については損害賠償の責任を負わないという原理」は、Derry 対 Peek 事件における貴族院判決、すなわち、その事件の事実関係では原告の主張する詐欺の存在は認められない旨に過ぎない判決が、Le Lievre 対 Gould 事件における貴族院判決において、当事者間に契約が存在しなければ、あるいは、表示者の詐欺が立証されなければ、表示を根拠に表示者に対して損害賠償責任を問えないことを判示したものであると取り扱われたことによって、確立された。この Le Lievre 事件における判示のあやまりは Nocton 事件における貴族院判決によって部分的に、そして Hedley Byrne 事件における貴族院判決によって、全部的に、否認されることになった。本稿の二の2の(一)の⑥を参照。

(11) [1964] A. C. 465. 尚、Hedley Byrne 事件における貴族院判決を紹介分析したものとして、塚本重頼「英法における過失における虚偽の発表」(中央大学八〇周年記念論集)、佐藤正滋「過失に基く不実表示 (Negligent Misrepresentation) についての一考察」学習院大学法学部研究年報四卷九頁、がある。

(12) *ibid.*, at 469.

(13) ネグリジェンス (negligence) という語は、1) 不注意 (carelessness) すなわち、適切な配慮の欠如に達する不注意な心理状態、または、2) そのような心理状態にもとづく行動 (careless conduct) を意味するが、その他の特殊な法律上の用法として、適切な配慮の欠如に達する不注意な行動を責任の基礎とするところの一個の不法行為 (a tort of negligence) を意味する。本稿では、一個の不法行為を意味する場合にはネグリジェンスの不法行為、もしくはネグリジェンスと記述する。その他の場合には、1) については適切な注意の欠如、2) については、適切な注意を欠く行動と明記する。この行動の語は conduct の意味に用いている語であって、個々の行為 (act) あるいは陳述をおさめみちびく主体の行動の仕方に重点を置く語である。したがって、領導と記述すべきところであろうが、さしあたって行動としておきたい。

(14) [1932] A. C. 562. 尚、同事件について、Buckmaster 卿の少数意見を含めて、貴族院判決全体の分析を試みたものとして、拙稿「ダナヒュー対ステイブソン事件の一分分析」(創価大学大学院紀要第四集(一九八二年)一〇九頁以下、同第五集(一九八三年)九九頁以下)を参照。

(15) *ibid.*, [1932] A. C. 562, at 580. 「さしあたって、私は、イギリス法には、判例集に見い出される一個の事件が、その実例をなすにすぎないところの、注意義務を生ぜしめる関係についてのある一般的観念が、必ず、存在していなければならないのであり、また、実際に、存在しているということを指摘するだけで満足する。

ネグリジェンスに対する責任は、人がそれを、ネグリジェンスと称するか、または、他の法体系におけるように『カルパ』(culpa) の一種として取り扱うかにかかわらずなく、疑いもなく、違反者が、それに対する償いをしなければならない道徳上の、不正行為についての一般的な公衆のその感情にもとづくものなのである。しかし、なんらかの道徳律が非難するであろう行為または不作為は、実際の世界においては、それらの行為または不作為によって侵害を受けたあらゆる人に対して救済を要求する権利を付与するようには、取り扱われえないのである。

このようにして、原告となりうるものの範囲とそれら原告の救済方法の程度を限定するもろもろの法準則が、生じてくるのである。『汝の隣人を愛せよ』というキリスト教上の教理は、法においては、人は、その隣人を侵害してはならないという準則になり、また、『誰が私の隣人であるのか』という法律家の疑問は、制約された回答を受けることになるのである。すなわち、人は、その隣人を侵害する虞があるのであると合理的に予見しうるところの行為または不作為を、回避するよう合理的な注意を払わなければならないのである。

それならば、法において、私の隣人とは誰なのであるか。その答えは、つぎのような人たちであると思われる。——すなわち、私が問題とされている行為または不作為に、心を向けるとき、私の行為によりそのように影響されるものとして、合理的にはその人のことを、私の考慮の中に置くべきであるほどに、密接的かつ直接的に私の行為によって影響を受ける人

が、それである。」

この宣明には、二つのことが意味されていることが看過されるべきではない。第一に、注意義務が合理的な予見可能性が存在するとき成立すること、そして二番目に、その注意義務が負われる相手方は、「密接かつ直接的」な関係の人であるという点、がそれである。「隣人原理」は、Atkin 卿による宣明以降、ネグリジェンス法の発展に伴い、この第二番目の要素が看過されていくことになった。Anns 事件における Wilberforce 卿の「二段階の判断基準」(注(23)参照)はこの要素を軽視したものであった。その後 Capolo 事件における Bridge 卿によって、Atkin 卿の「隣人原理」の二番目の要素の重要視が、純粋な経済的損失の事件において行われることになる。「隣人原理」の宣明が行なわれるに至るアトキン卿の推理過程について、拙稿「ダナヒュー対スティブソン事件の分析」(一九八三年)一〇〇頁—一〇三頁参照。尚、ネグリジェンス法における注意義務の存否の決定問題について、「隣人原理」が果たした役割とその後の展開の概略について、望月礼二郎、英米法〔新版〕(青林書院(一九九七年)一五五頁—一五七頁)を参照。

(16) 適切な注意を欠く不実の言説によって惹起せしめられている損害が物理的損害である場合には、問題となっている損害は、Donoghue 事件の先例性の射程範囲内にあるものとされ、ネグリジェンス責任が成立することは、判例法上、既に確立されていた。See, Sharp v. Avey and Kerwood [1938] 4 All. E. R. 85.

(17) 原告の人身および財産権に対する物理的侵害に随伴して発生する経済的損失は、結果的な経済損失 (consequential economic loss) と表現され、純粋な経済的損失と区別される。しかし、物理的侵害の結果として直接に発生する経済的損失のうち、第三者の人身および財産権に対する物理的侵害に随伴して、発生する経済的損失は、関係的な経済的損失 (relational economic loss) と表現され、純粋な経済的損失の部類に該当する。例えば、ある歌手のマネージャーが、その歌手に対する不注意による人身侵害の直接的結果として、自己の所得を喪失した場合、そのマネージャーの所得の喪失は、純粋な経済的損失とされて、ネグリジェンスにおいて回復されえないものとされた。See, Burgess v. Florence Nightingale Hospital for Gentlewomen [1955] 1 Q. B. 349.

回復されうる結果的な経済的損失の典型例は、適切な注意を欠いて惹起せしめられた原告の人身侵害に随伴する所得の喪失および医療費である。この場合には、事実的因果関係にもとづき、賠償範囲の決定に重大な困難が生ずることは希であり、ネグリジェンス責任の確証は容易である。しかし、財産権に対する物理的侵害に関する場合には、結果的な経済的損失の回復がいかなる損失につき認められるかについて、困難が生ずる。この点の指導的先例は、Spartan Steel and Alloys Ltd. v. Martin & Co (Contractors) Ltd. [1973] Q. B. 27. である。同事件につき、注(20)を参照。

(17 a) ネグリジェンス法においてなされて来たことばとおこないの区別の問題点について、Nocton 事件における Haldane 卿

の意見を参照。op. cit., [1914] A. C. 932, at 948. 尚、Devlin 卿の判決において、この区別について、やや立ち入った分析がなされている。本稿二の(三) Devlin 卿の判決の①参照。

- (8) op. cit., [1964] A. C. 465, at 489-493 (per Lord Reid), at 494, 504 (per Lord Morris), at 505. (per Lord Hodson), at 532 (per Devlin), and at 540 (per Lord Pearson) 被告らよって信用照会回答書に付された責任否認の見出しが、Hedley Byrne 事件において、法律上、いかなる効果を有するかは、事件の貴族院の段階の審理において、初めて提起された。高等法院および控訴院の段階では、善意不実表示は、契約において、および信認関係において以外には、何ら損害賠償を生ぜしめないという確立されたとされていた判例法の状態を前提にして、判決が行われた。貴族院は、「上訴は、Heller 氏が適切な注意を欠いたとしても、挫折せざるを得ないという見解を採るので、この注意義務の存否の問題について弁論をまくことは、不必要であると認定した。」のであった (per Lord Reid, [1964] A. C. 465, at 481)。もし、そうであるならば、六〇頁におよぶ五人の法律貴族達の注意義務の存否に関する判決は、オビター・ディクタ(傍論)に帰するものであるということができるのである。このように、イギリス法においては、判例法上、重要な先例として取り扱われている部分が、先例の判決のレイシオ・デシデンダイではなくオビター・ディクタである場合が希ではない。他の著名な例としては、Donoghue 対 Stevenson 事件を挙げることができる。このように、いずれにしても、オビター・ディクタが、判例法の新たな重要な展開もしくは発展をもたらしていることが少なくないのである。

Hedley Byrne 事件における貴族院判決が、被告らよってなされた責任の否認にもとづかせしめられている点は、直後ににおける學者法律家の Hedley Byrne 貴族院判決に対する批判の対象の一つとなった。つまり、不法行為における責任は liability であるから、その responsibility の否認がなされたことが、ただちに liability の不在にはならないというものである (See, T. Weir, Liability for Syntax (1963) Cambridge Law Journal 216)。responsibility とは語義からすれば、応ずる責任のことである。それに対し、liability は、法律上負うべき、あるいは、脱れない責任の意味合いを強く含んだ言葉であり、法によって課せられる責任のことである。本稿では、この点に注意を与えるために、liability に法律上負うべき責任の訳語を充てている。

不法行為責任が「責任の否認」によつて回避されるか否かの問題は、後に取り上げられる、Smith 対 Bush 事件における貴族院判決において検討された。

- (19) それぞれ (a) と (b) については、Morris 卿の意見 (ibid., [1964] A. C. 465 at 502-503)。(c) と (d) については Devlin 卿の意見 (at 529)。また、(e) と (f) については、Reid 卿の意見 (at 486) がそれぞれの趣旨の見解を表明していると思われるものである。この点につき、本稿の二の(一)を参照。

- (20) この点については、特に *Spartan Steel and Alloys Ltd. v. Martin & Co. (Contractors) Ltd.* [1973] Q. B. 27 を参照することが有益である。Spartan 事件では、被告は、適切な注意を欠いて、原告の工場内に到達し動力を提供している電気ケーブルを切断した。工場への電力の供給が一四時間にわたり中断された。原告は、融解された状態の金属を、電気炉の中に、電力が断絶されている時間を通じて、保持せざるを得なかった。その結果、溶融したままに放置された金属は、三六八ポンドに算定される物理的損害を受けた。原告は、また、問題の物理的損害を受けた金属にもとづく四〇〇ポンドの得べき利益を失った。原告は更に、右の物理的損害およびそれにもとづく経済的損失に加わえて、もし、電力の供給が中断されなかったとするならば、問題の中断時間中に、行なわれることになったであろう融解作業によって得られたであろう量の溶融金属にもとづく逸失利益一七六七ポンドの回復も求めた。
- 裁判所は、溶融したままに放置された金属に対する物理的損害およびそれにもとづく四〇〇ポンドの得べき利益についてそれを、適切な注意を欠く行為による物理的損害および財産権に対する物理的侵害の直接的結果として発生する結果的損失 (consequential loss) (注(17)参照) として、ネグリジェンスにおける回復を承認した。しかし、一七六七ポンドの逸失利益については、第三者(電力ケーブル所有者)の財産権に対する物理的侵害にもとづく純粋な経済的損失つまり、関係的な経済的損失として、ネグリジェンスにおける回復を認めなかった。
- (21) その最も早期の事件は、*Midland Bank Trust Co. Ltd. v. Hett, Stubbs and Kemp* 事件 ([1979] ch. 384) および、*Ross & Caunters* 事件 ([1980] ch. 297) である。
- (22) [1978] A. C. 728. *Ann's* 事件は、ネグリジェンス法上のもろもろの重大な争点を含む事件であった。すなわち、a) 注意義務の在否の決定方法、b) 不作為によるネグリジェンス責任、c) ネグリジェンス責任を生ずる損害についての物理的損害と純粋な経済的損失との区別、および d) 公的当局のネグリジェンス責任がそれらの問題点であった。同事件では、地方当局が建築者に対する法令上の監督権限を行使しなかったことによって、欠陥工事を看過したネグリジェンス責任が問われた。問題の欠陥工事は、建築者が市当局に提出し認可された設計書の深度よりも浅い基礎工事であった。原告は、欠陥のある基礎の上に建築されたビルディング内のフラットを、長期リース契約にもとづき占有し居住していた。建築後八年を経過して、フラット内の壁にひび割れが生じ、床が傾き始めた。そこで、原告は、これらの破損が建築時の基礎工事の欠陥によるものであるとして、その二年後、壁の修理費、基礎部分の固定費用等を含む諸費用につき、損害賠償を求める訴訟を提起した。本稿との関連において右の問題点の中、c) に関連して、判決の内容を見ておくことにする。貴族院は、建築基準の遵守を確保するために合理的な注意を行使すべき地方当局の義務の存在および範囲を確定した後、その義務の違反により回復されうる損害が、地方当局の注意義務違反から生じうると予見されうるすべての損害、すなわち、身体および、住宅以外の財

物(家財道具)の損害のみならず、住宅それ自宅に生ずる損害にも及ぶべきであると判示した。そして、同事件において、生じている住宅それ自体の損害とは、基礎の脆弱性に由来し、占有者の健康ないし安全を危険に陥れることが確実な損害であって、もし、その損害を分類するとすれば、それは、人身や財産権に対する物理的侵害と同じ損害である。それに対する賠償額は、問題の住宅を健康と安全にとつて危険ではないような状態にまで是正するために必要な費用と、場合によっては、必要な配置がえのための費用である旨を述べた。(Anns事件におけるWilbarforce卿の判旨については、拙稿「英国ネグリジェンス法における注意義務存否の決定方法をめぐる問題——マーフィ対ブレントウッド・ディストリクト・カウンスル事件貴族院判決を契機として」未完)(創価法学二二巻四号(一九九二年)三五頁)四三頁—五〇頁参照。)

住宅自体の欠陥の損害を物理的損害とするAnns事件におけるWilbarforce卿の意見は、欠陥製品について、Donoghue判決以降、ネグリジェンス法が採つて来た考究方法とは異なるものであった。伝統的な方法によれば、欠陥物自体の損害はむしろ、問題の物品が取引当事者の予期しただけの価値を具えていないものであったという意味において、純粋な経済的損失とみなされて、不法行為においてではなく、物品の供給契約において回復されうる契約責任の問題だとされて来た。

Wilbarforce卿は、しかしながら、問題の住宅の欠陥が人身および他の財産権に対する物理的侵害の危険をもたらすものであるという意味において、物理的損害の一種であるとしたのである。後に、この意味における物理的損害は、Murphy事件(注(32)参照)における貴族院判決によって、従来の判決において、純粋に経済的な損失と区別する意味において用いられて来ている人身および財産権に対する物理的侵害とは異なっているものであるとの理由で否認された。

(33) *ibid.*, [1978] A. C. 728, at 751 G-752 C. Wilbarforce卿は以上を説明した。

「本院の判例三部作’ Donoghue 対 Stevenson 事件、Hedley Byrne Co. Ltd. 対 Heller & Partners Ltd. 事件、および Dorset Yacht Co. 対 Home Office 事件を通じて、法は次の様な地点に到達した。すなわち、ある個別の四囲の状況において、一個の注意義務が生ずることを確認するために、当該状況の事実関係を、注意義務が存在すると判示された過去の四囲の状況の事実関係に包摂させることは必要ではない。むしろ、その問題には、二段階からなるアプローチがとられるべきである。第一に、人は、申し立てられている不正行為者(wrongdoer)と損害を受被した者との間に、前者の側の合理的な考慮に照らして、自分の側の不注意が後者に損害を生ぜしめる蓋然性が存在するほどの十分な近接関係もしくは隣人関係が存在するか否かを問わなければならない。右の関係が存在する場合には、一個の一応の注意義務(a prima facie duty of care)が生ずる。第二番目に、もし、第一の問題が肯定的に回答される場合には、その義務の範囲、もしくは、その義務が負われる相手方の部類、さらにもしくは、その義務違反が生ぜしめる蓋然性のある損害賠償額を否認すべき、または、縮減あるいは限定すべき何らかの考慮事由が存在するか否かを考察することが必要である。右の考慮の実例は、Hedley Byrne

- 事件である。同事件においては、潜在的な原告の属する部類が表示された言説の正確さに依拠したことが明らかならぬに縮減されたのである。」故意に与らぬ純粹な經濟的損失の事件においても、合理的予見可能性が、一応の注意義務を成立させる近接關係の有無の判断基準となつたのである。したがって、Hedley Byrne 事件における責任を確定する状況については貴族院裁判官達の意見は、「二段階の判断基準」におつては、第二段目の問題であるところのことになるのである。しかしこれに、後述の Capolo Industries plc. 対 Dickman 事件 ([1990] 2 A. C. 605) や、Murphy 対 Brentwood District Council 事件 ([1991] 1 A. C. 378) における貴族院判決によつて、純粹な經濟的損失の事件においては、望ましいものではないとされて改められた。この点については、Murphy 事件に至る途の展開については、望月礼一郎「ネグリジェンスの構造・再論・補説」加藤一郎古希記念『現代社会と民法の動向(上)』(一九九二年、有斐閣)四四一頁以下参照。
- (24) [1983] 1 A. C. 520.
- (25) *op. cit.*, [1983] 1 A. C. 520, at 524-525.
- (26) *ibid.*, [1983] 1 A. C. 520, at 534 (per Lord Russell), at 546 (per Lord Roskill). この点については、Fraser 卿は Roskill 卿よりも Roskill 卿の同意であるが、Keith 卿は、Brandon 卿は反対意見を述べた。Keith 卿は、後述の Murphy 事件における Junior Books 事件の貴族院判決と自己は正當なものであるとみて、それを Hedley Byrne 事件の法原理の適用の結果である、と述べた。
- (27) *ibid.*, [1983] 1 A. C. 520, at 546 *et. seq.* (per Lord Roskill).
- (28) 注(一)参照。
- (29) 一親の葬儀に於て Peabody Donation Fund (Governors of) v. Sir Lindsay Parkinson & Co. Ltd. [1985] A. C. 210; Yuen Kun v. Attorney-General of Hong Kong [1988] A. C. 175; Rowling v. Tokaro Properties Ltd. [1988] A. C. 473; Hill v. Chief Constable of West Yorkshire [1989] A. C. 53. である。これらの事件の事実關係および判断については、Rowling 事件を除き、望月礼一郎「ネグリジェンスの構造・再論」(社会科学硏究第四二巻第一号一頁)一三三頁以下参照。
- (30) [1990] 1 All E. R. 568.
- (31) *ibid.*, [1990] 1 All E. R. 568, 573 j-574 b.
- (32) [1991] 1 A. C. 398. 同事件貴族院判決の内容および注意義務の存在の決定問題との關係における同事件の意義については、望月礼一郎「ネグリジェンスの構造・再論・補説」(注(28)参照。)に詳論されている。
- (33) *ibid.*, [1991] 1 A. C. 398, at 462 (per Lord Keith).
- (34) [1994] 3 All E. R. 129.

- (35) [1994] 3 All. E. R. 506.
 (36) [1995] 1 All. E. R. 691.
 (37) [1989] 2 W. L. R. 790.

二' Hedley Byrne 事件貴族院判決の一分析——故意によらない純粋な経済的損失
 に対する注意義務を生ぜしめる四囲の状況の決定のための法原理の定立

「はじめに」において既に見たように、Hedley Byrne 事件貴族院判決は、後の裁判所によって、故意によらない純粋な経済的損失が、ネグリジェンスの不法行為において、回復されうることを確証する準則を定立したものととして取り扱われることによって、比較的最近迄、ネグリジェンス法における純粋な経済的損失の回復の拡大に際して主たる拠り所とされて来た。Capitol 事件貴族院判決は右の拡大に歯止めをかけるものであったが、同事件では、Hedley Byrne 事件における貴族院判決の詳細な検討がなされることによって、Hedley Byrne 判決は適切な注意を欠く不実の言説の事件に限定された範疇において、純粋な経済的損失が、原告と被告との間に十分に密接な近接関係が存在する場合に、ネグリジェンスの不法行為において、回復されうることを確証する準則を定立したものであるという見解が確立されたのである。ネグリジェンス法における Hedley Byrne 準則の確立過程と確立された準則の内容の検討に先立って、先ず、Hedley Byrne 事件における貴族院判決において行なわれた問題点についての法原理の定立それ自体について、多少詳細に紹介し分析を加わえることにする。その際、事件の審理に関与した常任上告貴族達の間の見の相異に十分な注意を払って、記述を進めることとしよう。第一番目に、故意によらない純粋な経済的損失に対する注意義務を生ぜしめる四囲の状況がいかなるものであるかを決定するための法原理を探求する際に、裁判官達の間

に見られたもろもろの意見について検討する。その後、それらの法原理の Hedley Byrne 事件における適用について検討する。訳文中の傍点および「」は著者が付したものである。

1 注意義務を生ぜしめる四囲の状況の決定のための法原理の探究

五人の貴族院裁判官達のうち Hodson 卿および Pearce 卿の意見は、それぞれ、Morris 卿および Reid 卿の相異なる二つの意見に、Hodson 卿は明示的に⁽¹⁾、また、Pearce 卿はその推理の要点に照らして⁽²⁾、同意していると見てさしつかえないものであるから、結局、Hedley Byrne 事件における貴族院判決は、本稿の記述の目的については、Reid 卿、Morris 卿および Devlin 卿の三種類の意見に類別されてさしつかえないことになる。

(i) Reid 卿の意見——信認関係の重視

⑦ 問題点についての考究方法の表明

まず、Reid 卿は、判決の冒頭において、Hedley Byrne 事件において提起されている問題点の確認に取りかかって、それが、「人は、その人が善意であるが適切な注意を欠く不実の言説に信頼することによって受被する金銭的損失につき、損害賠償を回復しうるか否か、また、いかなる四囲の状況に照らして回復しうるかの重要な問題」であること⁽³⁾を確認した後、同事件における高等法院判決およびそれを追認した控訴院判決の結論および推理が、問題点についての先例に拘束されて、被告銀行に示唆されている義務を課すことが合理性を欠くものになるであろう、との理由にもとづいていることを摘示して、こう述べた。

「本件における主要な法律問題に移るに先立って、原告と被告との間に、なんらかの義務を生ぜしめるために十分に密接な近接関係が、全く、存在していない旨の主張は、当然に取り扱われてよいものである。本件では、被告

が問題の問い合せの目的の詳細を認識していなかったこと、および、信用照会の取り次ぎ銀行が同銀行自身の使用のために、もしくは、同銀行の顧客による使用のために、問題の情報を求めているのか否かすら、認識していなかったこと、つまり、被告は原告について全く何も認識していなかったことが、述べられている。私は、右の主張を否認することになるであろう。被告は、問題の問い合せが、一個の広告契約との関連においてなされていること、および、少くとも、問題の情報がいわゆる広告代理業者達によって望まれている蓋然性が高いことを認識していた。被告が、情報を望んでいる広告代理業者が誰であるかを、認識していなかったことは、私には、全く実質的な重要性を欠くものであるように思われる。すなわち、それは、被告をして情報を提供するか否かあるいはいかなる方式において情報提供を行なうかを決定せしめる際に、影響をあたえうることになったであろうことを、何ら特に示唆するものではないからである。私は、それ故、本件を、それが一個の適切な注意を欠いた不実表示が情報、意見、もしくは助言を求める者に対して直接になされている事件である場合と同様に、取り扱うものとする。したがって、私は、その場合に、一個の義務が被告によって原告に対して負われうることになるのかに先立って、いかなる種類もしくは程度の近接関係が必要であるかを決定するよう試みるものではない。」

このようにして、Reid 卿は、Hedley Byrne 事件における主要な法律問題に対する決定を行なうために、同事件において責任を確証する為に十分に密接な近接関係とはいかなる種類のまた程度の近接関係であるのかの問題の検討に入らないで、先ず、適切な注意を欠く不実表示の事件において、いかなる場合に、表示者によって被表示者に対する注意義務が負われているかを、近接関係とは別個の問題として、先例の検討によって明らかにしようとする。これは、Reid 卿判決の真実の根拠が、当事者間の近接関係以外に求められていることを窺わせるものである。

④ 諸先例の検討

そこで、同卿は、Donoghue 対 Stevenson 事件貴族院判決が Hedley Byrne 事件に直接的な関連性を欠く先例であ

ることを明示し、続けて、ネグリジェンス法において、適切な注意を欠くことばとおこないとの間に設けられている区別が維持されるべきであることを確認して、次の様に述べて、適切な注意を欠く不実表示の事件において、被告によって原告に対して一個の注意義務が負われる場合の問題の検討に取りかかるのである。

「それ故、一般的に、一個の善意であるが適切な注意を欠く不実表示が、何らの訴訟の原因にもならない、という私達の現時点の法の背後には、良識 (good sense) が存在している、と私には思われる。「したがって、」単なる不実表示より以上の何かが存在しなければならないのである。私は、それ故、如何なるより以上のものが要求されるのかを看取するために諸先例「の検討」に取りかかる。そのうち最も当然な要件は、明示的にもしくは問題の四囲の状況からの推認によって (expressly or by implication from the circumstances) 発話者もしくは著作者が何らかの責任 (responsibility) を引受けているということになるであろう。そして、そのことは本院を拘束するおよそ何らかの先例に抵触するものではないように、私には思われる。一個の契約が存在する場合には、何らの困難も、契約当事者達に関連しては生じない。その場合に問題となるのは、一個の担保 (a warranty) が存在するか否かである。「また、」イギリス法が第三者の利益のための「契約上の」権利 (jus quaesitum tertio) を否認することは、若干の困難を生ぜしめるのであるが、それらは、本件において関連性を有する問題ではない。その次に、ある者が一個の言説をなしているだけではなく一個の無償の益務もしくは役務 (a gratuitous service) を履行している場合の事件が存在する。私は右の場合に関する諸事件を検討する意図を持たないが、少くとも、それらの事件は、若干の場合において、右の者が契約とは別個に一個の注意義務を負うことを明示している。したがって、右に明示された範囲において、それらの事件は、事実もしくは意見について一個の言説を行うことにつき、契約とは別個に一個の注意義務が成立しうる、と判示する道を歩んでいるのである。」

㊦ Derry 対 Peek 事件の検討

そして、貴族院が、Hedley Byrne 事件において、右の道を更に歩むことを阻む最大の障壁をなしているものが、Derry 対 Peek 事件⁽¹³⁾であることを指適し同事件の事実関係および争点、更には貴族院に到達する迄の経過を確認した後、Reid 卿は、Derry 事件における貴族院判決によってもたらされた欠陥が一八九〇年の取締役責任法 (Director's Liability Act, 1890) によって救治されていること⁽¹³⁾を念頭においた上で、裁判所が、契約から独立してかつ別個に善意不実表示について、注意義務の成立を承認している場合を、次の様に検討する⁽¹⁴⁾。

「今や、Derry 対 Peek 事件は、契約が欠如する場合に、善意であるが適切な注意を欠く不実表示が、一個の訴訟を生ぜしめるものとはなりえない、というおおよそ何らかの普遍的な法準則を確立したものではなかった、と受け止められなければならない。Bramwell 卿が『善意不実表示につき損害賠償を求める訴訟を基礎づけるためには、一個の契約とその違反または詐欺が存在しなければならぬ。』(1889) 14 App. Cas. 337, at 347」と陳述したことは確かに真実である。そして、次の二十年間にわたり、Derry 対 Peek 事件が右の趣旨の決定を行なったことが、一般的に前提されることになった。しかし、Nocton 対 Lord Ashburton 事件における本院において、右の陳述が余りにも広範に確言され過ぎていることが、明示されたのである。私達は、それ故、一八八九年から一九一四年の間におけるもろもろの事件においてなされた右の趣旨の多数の言明を、問題点に関する法について、精確なものとして、現在、受け止めることは出来ないのである。したがって、今や、私達は、問題の準則に対するもろもろの例外の範囲を確定しなければならない。」

㊧ Nocton 対 Lord Ashburton 事件の検討

そして、Reid 卿は、例外の範囲を確定するために、Hedley Byrne 事件における貴族院が参照しうるであろう先例をなしている Nocton 事件そのものの分析に移る。

「Nocton 対 Lord Ashburton 事件においては、一人のソリシターが詐欺について訴求 (sue) された。詐欺は立証されなかったが、同ソリシターは適切な注意を欠いた行動を理由とする法律上の責任を負う、と判示された。大法官 Haldane 卿は、Derry 対 Peek 事件を論じて、次のことを指摘した。すなわち、

『Derry 事件における当事者間の関係が「一般的誠実義務以外の特有義務を生ぜしめるためには、」十分なものではなかったのであって、同事件「における貴族院判決」は、問題となっている四囲の状況から一個の「一般的誠実義務を生ぜしめる関係とは」異なる種類の関係が推理されうべき場合には、その場合の事件が、一個の詐欺の訴が成立することになるであろうか否かを問うことによって、結論づけられうるものであるということを、決定したのではなかったのである。……その違反が損害賠償に対する一個の権利を生ぜしめる場合があるところの、誠実であるべき責務以外の他のもろもろの責務 (obligations) が存在するのである。これらの責務は、大半の法が、常に、裁判官によって作成され続け、それ故、「法的命題として整述されていない意味において」不文の法であり続けている一個の法体系の特質を帯びるところの、方式として確立されているその慣行に従って裁判官達が作り出し続けているもろもろの原理によって、決定されるのである。』(〔1914〕A. C. 932, at 947)

右の過程が依然として「本件においても」進行しうることを明示するためには、ほとんど Donoghue 対 Stevenson 事件を参照することを必要としない。上に続けて、Haldane 卿は、Derry 対 Peek 事件における Hershell 卿の意見から、同卿が Derry 事件における原理「の適用範囲」から排除したもろもろの事件「つまり、回答の真実性についての誠実な信念が抗弁とならない事件」について述べた次の一節を引用した (〔1914〕A. C. 930, at 950)。すなわち、

『ある特定事実についての認識が、ある人の特有の職務領域内 (within a person's special province) において成立するところのその人が、問題のある特定事実の認識に関連して、その特定事実の確定を望む者によって、

その者の行為の取るべき道筋を決定する目的のためになされた問い合せに対して、誤った回答を与えてしまった場合のもろもろの事件』(14 App. Cas. 337, at 360)が、それである。その後で、Haldane卿は、『擬制詐欺』(constructive fraud)という表現に説明を与えて、こう述べる。

『擬制詐欺が右の除外された諸事件の関連において実際に意味しているものは、通常の意味における道徳上の詐欺ではなく、その成立の当初から、自らを、一個の良心裁判所であると見た裁判所によって強行されている種類の義務「すなわち、信認義務」についての違反なのである。』(〔1914〕A. C. 932, 954)更に、同卿は、続けて、『特有義務の違反』を引照して、こう述べる。

『もし、かかる一個の特有義務が、例えば、取締役達が監督する会社の株主達に対して、割り増し資本の株主による引受けを招請する事業目論見書を発行する場合におけると同様に、ある人が事業目論見書を発行する際のある特定の事情に照らして推理されうるとするならば、私は、Derry対Peck事件には、詐欺を行なう一個の実際の故意を欠いた不実表示につき、損害賠償を求める訴訟が成立しないと言ってさしつかえがないことを示唆するための一個の先例「としての典拠性」が存在すると認定するものではない。』(〔1914〕A. C. 932, at 954)

私は、右のもろもろの見解に対して、他の深い学識の諸卿達による何らの異議の存在も、認めない。⁽⁴⁹⁾

Nocton事件においてHaldane卿によって言及されている特有義務(special duty)とは、問題となっていることからのもつ一般的かつ共通の事情にもとづいて、そのことさらに関連して、義務の範囲が対世的に一応及ぶとされると見られる一般的義務と異なり、問題の四囲の状況に照らして、事件に特有の個別具体的な状況にもとづいて、その状況に置かれている特定の関係の部類の人々に対して、一応負われる義務と見ることができるところであろう。

⑤ Robinson事件の検討

Reid卿は、特有な職務領域内にあることさらに関連して、誠実義務以外の特有義務が生ずる関係について、更に、

それがいかなる種類の関係であるかを開明するために、先ず、Robinson 対 National Bank of Scotland Ltd. 事件⁽¹⁶⁾における Haldane 卿の見解を聞こうとする。

「Haldane 卿は、Robinson 対 National Bank of Scotland Ltd. 事件において、『Nocton 事件における』同卿の見解について、更なる陳述を行なった。同事件においては、普通の誠実義務を除いて何らの義務も存在していないことを述べ終えて、同卿は、更にこう続ける。すなわち、

『右のことを述べる際に、私は、Nocton 事件における本院に助言する際に私が陳述したことを、繰り返して強調しておきたい。つまり、Derry 対 Peek 事件における原理が、私が参照した部類の全ての事件に、及んでいることが明瞭であるが故に、裁判所が証拠手段によって確証されると認定するところの他の種類の関係から生ずるものもろもろの特有義務を承認する裁判所の行動の自由が、およそなんらかの仕方において、影響を受ける、と想定することは大いなる錯誤をなすものである、ということがそれである。私は、Nocton 事件において陳述したように、一個の誇張された見解が、かなり多数の人達によって Derry 対 Peek 事件における判決の適用範囲について採られた、と考える。もろもろの信認関係に関する法理、もろもろの明示の契約と同様にまたもろもろの推認された契約から生ずる注意義務に関する法理、および、裁判所がもろもろの特定の事件において存在することを認定しているといつてさしつかえないもろもろの他の特有の関係から生ずる注意義務に関する法理の全体が、更に「誠実義務に」加わえて、存在しているのである。それ故、もし、裁判所が、およそ何らかの仕方において、右の関係の事件が実際に生起する場合に、注意義務が確証されうることを承認するに当って、妨げを受けていることを示唆するおよそなんらかのことは、私から、漏れているとされるならば、それは、誠に、残念である。』

(1916 S. C. (H. L.) 154, at 157)⁽¹⁷⁾

⑦ 問題点についての法原理の表明

Reid 卿は、この様にして、Hedley Byrne 事件における善意不実表示に関連して、表示者の被表示者に対する注意義務を生ぜしめる特有な関係について、次の様に陳述して、問題点についての法原理と見られる意見を表明した。

「右の章句によって、Halpern 卿が、一個の注意を行使する義務は、大法官府裁判所によって一つの信認的特質を帯びるものと承認されて来ている諸関係の狭い意味における「衡平法上の」信認関係の事件に限定されなければならない、と考えていないことが、明瞭なものになっている。同卿は他のもろもろの特有の関係について語っている。したがって、私は、以下の場合を、すべて右の諸関係に達していないものに過ぎないとするよう論理的に止どまるべき何らの理由も看取することはできないのである。すなわち、情報もしくは助言を求める当事者が、問題の四囲の状況が要求する程度の注意を行使するよう相手方に信任していた (was trusting) ことが、明白である場合、かつ、情報もしくは助言を求める当事者がかかる信任をなすことが合理的であった場合、かつまた、その相手方が、情報もしくは助言の依頼者が自分に信頼していた (was relying on) ことを認識していた、あるいは、認識すべきであった時に、問題の情報もしくは助言を提供した場合が、それである。私は、注意義務違反としての適切な注意を欠く行動の問題において、私達が今や何を合理人がなすことになるであろうかという客観的標準を適用する故に、*「認識すべきであった (ought to have known) と述べているのである。」*

ある合理人が、自分が信任されていること、または、自分の熟練による技能および判断が信頼されていることを認識している場合に、私が思うには、その人にとっては三個の選択の道筋が開いている。「すなわち、」その合理人は求められている情報もしくは助言を提供することにつき沈黙を保つもしくは否認することができることであろう。または、その人は、提供につき何らの責任 (responsibility) も引受けない旨、あるいは、問題の提供は注意を用いてなされる一個の回答が具えることになるであろう熟慮もしくは調査を欠いて行なわれている旨のある明瞭な修

飾をもって、一個の回答を与えることができることであろう。更にまた、およそ何らの右の修飾も全く行なわないで、単に、回答することができることであろう。

もし、合理人が最後の道筋を採ることを選択するとするならば、その人は、私が思うに、その回答が注意を用いて提供されることにつき何らかの責任を引受けた、または、当該依頼人との間にその合理人が問題の状況によって要求される注意を行使するよう要求する一個の関係を引受けた、と判示されるに違いないのである。¹⁸

Reid 卿によって表明されている法原理には、「問題の四囲の状況が要求する程度の注意を行使するよう相手方に信じていたこと」が重視されていることを、見て取ることができるのである。しかしながら、上述の信任が置かれたことが明白な場合に、何故に、注意義務が生ずるのかについて、何らかの実質的な根拠が明示されているようには思われないのである。強いて、それに相当する根拠を求めるとするならば、Reid 卿によって引用されている、Derry 対 Peak 事件において、Herschell 卿が同事件の原理の適用から除外した事件について言明していることがらであるように思われる。

(ii) Morris 卿の意見——近接関係の重視

⑦ 決定を与えるべき問題点の確認

Morris 卿は、その冒頭で、決定を与えるべき問題点を確認して、それが、「[Hedley Byrne] 事件の四囲の状況に照らして、被告によって原告に対して負われる一個の注意義務が存在しているか否か。」という重要な法律問題であると述べている。⁽¹⁹⁾ それは、同卿が、Reid 卿に見られるように、Hedley Byrne 事件における問題点を、従来行なわれてい來ている判例法上の枠組にしたがって、適切な注意を欠く善意不実表示につき表示者が被表示者に対して注意義務を負うか否かという問題として把握するのではなく、より直接的に、当時、その射程を拡大しつつあったネグリジェ

ンス法に位置づけて考察するという態度を、他の貴族院裁判官達よりも、より強く持っていることを示すものと受け止めておしつかえのないことであるように思われる。Morris 卿は、右に確認された法律問題について、Hedley Byrne 事件の事実関係を述べた後に、次の様にその法律問題に随伴する問題の説明を行なっている。

「本件上訴は、ある銀行が（直接的な授權とは別個に）いかなる四囲の状況にしたがって、一個の問い合せに回答するよう権原を付与されているかに関する問題を何ら生ぜしめていない。私は、右の問題を Tournier 対 National Provincial & Union Bank of England 事件⁽²⁰⁾における Atkin 控訴院裁判官〔後の Atkin 卿〕によって、同裁判官が、次の様に述べた時に、その問題が決着をつけられないままに放置されている場合と同様に、放置する。すなわち、

『私は、諸銀行家達がそれぞれの顧客のことがらに関する情報を互いに提供するという慣行について、もし、その慣行が正当化されうるとするならば、それは問題の顧客の一個の推認による同意という基礎にもとづくものでなければならぬように私には思われる、と陳述する以外に、およそ何らかの終結的意見を表明することを、望まない。』

〔本件において、〕生起している法律上の争点は、それ故、被告銀行が、原告に対して、もし、被告達が注意を行使することを怠ったとするならば、一個の法律上の責任 (a liability) を負うことになるであろうか否かなのである。これは、当然に、問題の四囲の状況は、被告銀行が原告に対し一個の注意義務を負っていた状況であったか否か、あるいは、もし、責任を引受けることなしに、(without responsibility) の文言が存在していなければ、右の一個の義務を負うことになったであろう状況であったか否か、または、被告は一個の注意義務を負っていたが、しかし、もし、被告が相当の注意を行使することを怠った場合に、自分達を保護することになるであろう、責任を引受けることなしに、の文言によって、一個の抗弁を与えられていたか否かの問題を、随伴するのである。』

① 問題となっていることに対する原理的考察

② 当事者間に直接的な交渉もしくは取引行為が存在する場合

次に問題となっていることに対する原理を明示するために、Morris 卿は、責任の引受 (assumption of responsibility) が注意義務を生ぜしめることを、専門職の場合について検討し、銀行家の事件における同様の原理を、こう陳述する。

「諸卿よ、もし、A が B に対して熟慮の助言を行なうことに対しての一個の責任 (a responsibility) を B に対して引受けているとするならば、問題の助言が適切な注意を欠いて行なわれる場合には、「法律上の負うべき」一個の責任 (a liability) が成立しうることになるであろう。私が「しうることになるであろう」(could be) と述べるのは、もし、親切心からなされる友好的なあらゆる行為に対しても、法律上の義務を付着せしめることが希求されるとするならば、通常の生活上の丁重さおよび交際が、不可能なものになってしまうことになるであろうからである。しかし、問題のことに対する右の原理は、疑念の対象となるようには、出現することにはならないであろう。もし A が B (例えば、会計士、ソリシター、もしくは医師の専門職の者) を雇用し報償をもって助言を行わせしめるとするならば、かつ、もし、問題の助言が適切な注意を欠いて行なわれるとするならば、その場合には、B の側に損害賠償を支払うべき一個の法律上の責任が生じることになるであろう。助言がことばにおいて行なわれているという事実は、私の見解によれば、法律上の責任が生起することを阻げることにはならないであろう。しかしながら、雇用もしくは契約とは全く別個に、もし、一つの益務もしくは役務 (service) が自発的に引受けられているとするならば、注意を行使する一個の義務が生起するであろうもろもろの四囲の状況が成立する場合がある。医療人は予期しないで同人にとって全くの第三者であるが熟練された技能による手当を緊急に必要とする意識不明の者に対面することがある。右の場合に、もし、当該医療人がその人の専門職の有するすぐれた伝統に随って問題

の意識を欠いた者に処置を施すとするならば、その人は処置を行なう際に合理的な熟練による技能と注意を行使しなければならぬ。Akinson 卿は、Baubury 対 Bank of Montreal 事件⁽²³⁾における同卿の意見において、こう述べている。すなわち、

『もし、ある医師が一人の患者に無償で処置を施したならば、まさしく、それが処置時に問題の患者が知覚を失った人事不省の状態にあって、それ故、医師を雇用できない状態である場合においても、その医師は、身に具えている、もしくは、身に具えていると公言しているその専門職の熟練による技能と知識の全てを行使するよう拘束されることになるであろう、そして、もし、その医師が重大な注意義務違反としての適切な注意を欠いた行動を冒したとするならば、問題の重大な注意義務違反につき責任を有することになるであろう。』……

私は、銀行家の事件における原理について、「右の医師の場合との間に」何らかの相異が存在することを看取することができない。もし、ある銀行の顧客ではないある人が、その銀行に対して、同銀行が通常的に取り扱っている一個の性質をもった一定の財務上のことがらに関して、その人に熟慮をもってなされる助言を行なうよう一個の明確な依頼をもって、正式に交渉したとしても、その銀行は問題の依頼を受け入れるべき何らの責務 (obligation) も負っていないことになるであろう。しかしながら、もし、その銀行がたとえ無償であるとしても熟慮をもってなされる助言 (私は、私がたまたまのおさなりなもろの会話 (casual and perfunctory) と呼ぶものを、除外する) を与えたとするならば、同銀行は、その助言を行なうに当って、合理的な注意を行使すべき一個の義務を負うことになるであろう。しがたって、「右の場合に、」銀行家達は、もし、銀行家達が適切な注意を欠いていたとするならば、たとえ、その場合には、何らの約因も成立しないのであるから、何らの強行されうる契約関係も創設されていなかったことになるとしても、法律上の責任を負うことになるのである。⁽²⁴⁾

このように、Morris 卿は、問題となっている法律問題に決定をあたえるために、銀行家達によって依頼人との間

の直接的な引受けにもとづいてなされる無償の助言が、注意義務を生ぜしめることになるであろう、というきわめて広範かつ一般的な原理を、早々に陳述し終えているのである。しかし、Hedley Byrne 事件が直接的引受けの事件ではないことに鑑みて、同卿は、次に、当事者間に、直接の交渉もしくは直接の取引行為を欠いている四囲の状況においても、一方当事者が他方当事者に対して負う注意義務が成立する多数の多様な場合があることの検討に入る。

◎ 当事者間に直接的な交渉もしくは取引行為を欠く場合

先ず、道路使用者が他の道路使用者に対して負う注意義務について検討し、この場合の道路使用達が、Donoghue 事件における Atkin 卿の「隣人原理」における隣人をなすことに照らして、注意義務が成立することを述べる⁽²⁶⁾。続けて、Heaven 対 Pender 事件⁽²⁷⁾（港湾船渠所有者の船渠使用者に対する注意義務の事件）および George 対 Skivington 事件⁽²⁸⁾（薬品店主の販売した洗髪済の最終的使用者に対する注意義務の事件）、および Donoghue 対 Stevenson 事件（物品の製造業者の製品の最終的消費者に対する注意義務の事件）を検討し終えて、こう述べる。

「諸卿よ、以上の事件は、およそ何らかの契約上の関係もしくは信認関係の存在を問わないで、および、およそ何らかの直接的な交渉・取引行為を問わないで、一個の義務が一方の者によって他方の者に対して負われることがある場合を明示する親まれかつ十分に知られているもろもろの例証にすぎないものであり、その例証の挙示数はふやすことができるものであろう。しかしながら、もろもろの不注意な（しかし、詐欺的ではない）不実の言説が問題となっている場合に、行なわれた言説によって不利に影響を受ける者との間に何らかの契約上の関係もしくは信認関係が存在していない場合には、また、問題の言説が行なわれることを通じて、生命、身体、もしくは財産権に対する危険となる何かが、創出され、あるいは、流布されていない、または、生命、身体、もしくは財産権に対する危険をなす何らかの四囲の状況が創出されていない場合には、問題の言説を行なった人の側に、何らかの法律上の責任 (liability) も全く存在しえない、ということが陳述されている。論理において、私は、ことばに対する信頼

(reliance) によって生ぜしめられる侵害を、船舶のための船渠の足場の安全性に対する信頼によって、あるいは、洗髪剤の使用のためのもしくは何らかの消費されうる飲料のための安全性に対する信頼によって、生ぜしめられる侵害から、区別するための何らかの本質的な理由を、看取しうることができないのである。それ故、私には、次の様に思われる。すなわち、もし、Aが、Aとの間に何らの契約上の関係もしくは信認関係にないBによってなされたある不実の言説にもとづき行動した一つの結果として、侵害もしくは損失を受被した、と主張しているとすれば、第一番目に提起されるべき探求は、BがAに対して何らかの義務を負うていたか否かである。もし、Bが義務を負うていた場合には、続けて、問題の義務の性質に関して、更なる探求が提起されるのである。「右の探求の結果として、」誠実であるべき義務がBによってAに対する唯一の義務として負われる際に従うにすぎないものもろの四囲の状況が存在するといつてさしつかえないのである。また、それに従ってBがAに対して誠実である義務のみならず更にまた合理的な注意を行使する一個の義務をも負うところのもろの四囲の状況が存在することがあるのである。本件における争点は、被告銀行が原告に対して何らかの義務を負っているか否かであり、もしそうである場合には、問題の義務はいかなるものであったか、である。³⁹⁾

⑦ 問題点についての法原理の探求——諸先例の検討

Morris 卿は、Hedley Byrne 事件に直接適用しうる法原理を確定する為に、諸先例の検討に取り掛かるのであるが、実は、問題点についての直接的先例となりうるものが、高等法院における Cann 対 Wilson 事件⁴⁰⁾を除いては、ほとんど存在していなかったのである。そこで、同卿は、Cann 対 Wilson 事件において決定されたことが何であったかを詳細に検討するのであるが、それに先立って、先ず同事件が Hedley Byrne 事件に決定を与えることにつき帯びる有用性について、こう述べている。

「何らかの契約上の関係もしくは信認関係が存在するもろもろの事件を傍らに置くとしても、ある人が自発的にあ

るいは無償で他の者ためにあることがらをなすことを引受けて、それ故、一個の合理的な注意を行使する義務を負うことになる場合の多くの四囲の状況が存在している。私は既にもろもろの例証を挙げてゐる。しかし、なんらかの直接的な交渉・取引行為が存在する諸事件とは別個に、ある人が自分の職業 (calling) においてその人に必要とされる熟練による技能および判断を行使した結果であるとされるものになるであろう。一つの文書を発行し、かつ、その人が問題の文書の正確さが他の者によって信頼されるであろうことを認識している、および、意図している場合のもろもろの事件が存在しているといつてさしつかえない。右の関連において、Cann 対 Wilson 事件を考慮することは、有用なものとなるであろう。⁽⁸²⁾

㊦ Cann 対 Wilson 事件の検討

こうして、Morris 卿は、Cann 対 Wilson 事件の検討に取りかかって、先ず、同事件の事実関係および Chitty 高等法院裁判官の判決の基礎を、確認している。

「ある財産権の所有者が、その財産権の譲渡抵当にもとづく金銭の貸し付けを受けようとして、あるソリシターの組合に対して譲渡抵当権者を同組合によって見出してもらうよう申請した。同組合のソリシターによって、譲渡抵当権者を見い出す目的のためには、当該の財産権の所有者が問題の財産権についてなされる評価額証明書を得なければならぬ旨を通知されて、当該財産権所有者は、被告に相談し、かつ、同被告に、評価額証明書を作成するよう依頼した。被告は当該財産権を鑑定し調査した後、評価額証明書を作成し、右ソリシター組合に送付した。ソリシター組合は、特に評価額証明書が必要とされている目的、および、被告が引受ける責任 (responsibility) について被告の注意 (attention) を喚起した。被告は、その評価額は妥当な額であり、借り手の側に有利となるよう作成されていないことは確実である旨を陳述した。このように被告によって作成され右ソリシター組合に送付された問題の証明書中の評価額と表示は右組合のソリシターによって原告 (および原告の共同受託人) に伝えられ、

それらの者の了知するところとなった。原告（および訴訟の開始に先立って死亡した原告の共同受託人は、当該財産権の一個の譲渡抵当設定契約による担保にもとづき金銭の貸し付けを行なった。Chitty 高等法院裁判官は、問題点についての証拠手段にもとづき、(1)Cann 事件の被告が、評価額証明書が作成される目的を知っていたこと、(2)『評価額証明書は、原告および原告の共同受託人をして譲渡抵当にもとづく信託による金銭の貸付けを行なうよう招請するための目的については、原告の代理人であるソリシター組合に対して、直接的に、被告によって送達された。』(39 ch. D. 39, at 42)と判示した。訴外の財産権所有者は返済を怠り、しかも、担保物は不十分なものであることが判明した。原告は、問題の財産権の実際的评价額は、被告によってなされた評価額証明書中の評価額は全く異なるものである、と申立てた。Chitty 高等法院裁判官は、『作成された問題の評価額証明書は、実際には、全く評価額証明書といえるものではなかった。』(39 ch. D. 39, at 42)と判示した。右の四囲の状況に照らして、同事件の請求権は、原告が被告の適切な注意の欠如、熟練による技能の欠如、義務違反、および、不実表示を通じて損失を受被したという基礎にもとづいているものであった。同裁判官は被告は法律上の責任を負うと判示した。⁽³³⁾

この様に、Morris 卿は、Chitty 裁判官の判決が、Cann 対 Willson 事件における原告の請求権を、契約もしくは詐欺に根拠づけているのではなく、適切な注意の欠如、熟練による技能の欠如、不実表示にもとづかせしめていることを言明している。そして、同卿は、Chitty 裁判官の判決の推理過程について、次の様に確認している。

「Chitty 裁判官の判決は、主に、被告が原告に対して一個の注意義務を負っていたという同裁判官の認定にもとづかせしめられていた。被告には、契約 (Chitty 裁判官の判決においては、第一番目の事由として言及されている) において負うべき法律上の責任、および、詐欺 (第三番目として言及されている) の事由にもとづいて負うべき法律上の責任が存在することが、原告側によって主張された。Chitty 裁判官は、その判決の終結部分で、こう述べた。すなわち、

『私は契約の問題を全く看過した。契約の問題点に決定を与えることは不必要である。私は以上の三つの中の最後の二つの事由について考慮する。——そして、もし、私がある他の事由の一つをその他の事由より選好するとするならば、それは、第二番目の事由、すなわち、被告は適切な注意を欠いた行動を理由とする法律上の責任を負うという点であろう。』(39 Ch. D. 39, at 44.) と。

Chitty 裁判官は、その判決の過程において、こう述べた。すなわち、

『私の意見によれば、本件に対して、第三番目の事由を引照して決定を与える必要はないのである。しかし、確かに、第三番目の事由にもとづいても、被告は法律上の責任を負うべきである、と私は考える。——すなわち、その事由とは、詐欺的不実表示の用語をもって呼ばれているとってさしつかえのないものである。』(ibid., at 43.) と。

Chitty 裁判官は、更に続けて、Peck 対 Derry 事件における控訴院判決(すなわち、一九八八年六月七日)に言及した。同控訴院判決は、一八八九年七月一日に、貴族院において、Derry 対 Peck 事件において覆えされたものであった。同裁判官は、Cann 対 Wilson 事件の状況を、Heaven 対 Pender 事件において生起した状況に、対比して、次のことを指摘した。Heaven 対 Pender 事件においては、

『原告と被告船渠所有者との間には、何らの契約関係も全く存在していなかった。また、原告に対して、問題の船舶を訪れて塗装作業を行なうよう被告によって個人的な直接の招請は行なわれていなかった。しかしながら、その船渠所有者は、問題の船舶を訪れて塗装作業を行なうことになる蓋然性の高い者達の一人である原告に対して、一個の責務(an obligation)を引受けたこと、および、被告船渠所有者は、原告に対して法律上の責任を負うべきであって、問題の足場を建造する際に、相当の注意(due diligence)を行使すべき一個の責務(an obligation)を負っていたことが、判示されたのである。』(ibid., at 42.) と。

Chitty 裁判官は、更に続けて、それ故、以下の様に判示した。すなわち、

『本件〔Cann 対 Willson 事件〕の被告は、自分の評価額証明書を、原告の代理人に対して、原告を誘引する目的のために、直接に送達する立場に置かれていたことを、認識していたのであるから、その場合に、被告は、法の問題として (in point of law)、問題の証明文書の作成に当って、合理的な注意を用いるべき一個の義務 (a duty to use reasonable care) を、原告に対して引受けたのである。』(ibid., at 42-43.) など。

Chitty 裁判官は、Cann 対 Willson 事件と George 対 Skivington 事件との類似性を指摘して、こう続けている。すなわち、

『本件において供与された問題の文書は、私には、ある特定の然るべく使用される目的のために引渡されるものが一個の実際の物品である場合と同様に、類似するある一つの基礎にもとづくものであり、それ故、George 対 Skivington 事件から区別する事ができないものであるように、思われるのである。私は、したがって、本件の被告は、原告との関連においては、一個の契約が存在するか否かに関する何らかの問題とは全く別個に、本件に特有のもるもるの四囲の状況に照らして、原告に対する一個の責務もしくは義務 (an obligation or duty) を負う立場に立っていたのである。』(ibid., at 43.) など。』

こうして、Morris 卿は、同卿が問題となっている事がらについて原理的考察を加える際に取り上げた Heaven 対 Pender 事件および George 対 Skivington 事件についての検討およびそれらの事件にもとづく推理によって、Chitty 裁判官が Cann 事件における注意義務を導き出していることを明示して、同裁判官の推理を全面的に是認するのである。

「諸卿よ、私は、上述の推理に、何らかの過ちもしくは欠陥があるとは全くできない。私は進んで Chitty 裁判官の推理を是認するものである。もし、その推理が正確であるとするならば、その場合には、本件に

において、被告銀行は、被告が述べたことがらに信頼 (rely) を置こうとしているある人 (もともと、被告には、その氏名によって知られていなかった人である) が存在することを認識していたこと、および、被告はしたがって、このような人に対して一個の注意義務を負うていたことが、申立てられていることになるのである。私は、この申立てについて検討するであらう。⁽⁸⁾」

このように、Morris 卿は、Hedley Byrne 事件における被告銀行が注意義務を負うていたという同卿の結論が、Cann 対 Willson 事件における Chitty 裁判官の判決によって補強されるであらうことを明示するのである。ところで、Cann 事件における Chitty 裁判官の判決は、後に、Le Lievre 対 Gould 事件において覆えられたものとして取り扱われているのであるが、Morris 卿は、その取り扱いの理由を検討して、こう述べている。

「Cann 対 Willson 事件が、Le Lievre 対 Gould 事件における控訴院 ([1893] 1 Q. B. 491.) によって覆えられた。後者の事件は、控訴院に対する拘束力を有しながら、何らの事件も介在することなしに、Candler 対 Crane、Christmas & Co. 事件における同院の判決 ([1951] 2 K. B. 164.) を導いたものである。それ故、Le Lievre 対 Gould 事件における控訴院が Cann 対 Willson 事件を覆えた際に同院を支配したもろもろの理由を考察することが、必要である。私は、Le Lievre 対 Gould 事件の事実関係を検討することを企図していない。⁽⁹⁾ また、私は、もし、Cann 対 Willson 事件が覆えられなかったとするならば、同事件の控訴院判決の結果が全く異なるものとならなかつたであろうか否かを考慮する必要もないのである。Esner 記録長官は Le Lievre 対 Gould 事件においてこう述べた。すなわち、

『しかし、私は、Cann 対 Willson 事件が今や法をなすものではないことを述べることに躊躇しない。Chitty 高等法院裁判官は、同事件に決定を与える際に、Derry 対 Peek 事件における貴族院が問題点についての旧来の法、すなわち、契約が不存在の場合に、適切な注意を欠く行動を理由とする一個の訴訟は、詐欺が全く存在しない時

には、確証することができないことを再陳述して以降、同院によって覆されている一個の誤った法命題にもとづいて行動したのである。』(〔1893〕1 Q. B. 491, at 497-498.) と。

Bowen 控訴院裁判官は、Derry 対 Peek 事件は Cann 対 Willson 事件を覆えした、と考慮すると述べた (ibid., at 499.)。同裁判官は、Heaven 対 Pender 事件が、構内の領導と管理 (the conduct and control of premises) を行なっている人が、その構内を使用する一個の権利を持ちかつその構内を使用するであろうことをその人が認識しているところの者に対して、その構内の使用が侵害を生ぜしめることがある場合に、その者を保護すべき一個の義務 (a duty to protect) を負うところの部類のもろもろの事件の一事例にすぎないものであるから、同事件は、Cann 対 Willson 事件における決定のために何らかの支持を与えるものでは全くない、と考慮した。Bowen 控訴院裁判官は、こう言明した。すなわち、

『後に、Derry 対 Peek 事件は、この一層の問題点、すなわち、本件〔= Le Lievre 対 Gould 事件〕と類似するもろもろの事件 (Derry 対 Peek 事件それ自体は、その一個の事例であった) においては、法において強行されるうる注意を用いるべき何らの義務も全く存在していないことを、決定したのである。』(ibid., at 501.) と。

同控訴院裁判官は、Scholes 対 Brook 事件 (〔1891〕63 L. T. 837.) における Romer 高等法院裁判官によって表明された見解、すなわち、Derry 対 Peek 事件における貴族院判決は、推認によつて (by implication)、Cann 対 Willson 事件において定立されているような何らかの一般的原则の存在を否認しているという見解に、追隨したのであった。A. L. Smith 控訴院裁判官が Cann 対 Willson 事件を覆えす際に行なつた推理は、Bowen 控訴院裁判官の推理の線に沿つていた。⁽⁸⁶⁾

このように、Morris 卿は、Le Lievre 対 Gould 事件において、Cann 対 Willson 事件における Chitty 高等法院裁判官の判決が誤った法命題に基礎づけられたものであることを明言している控訴院裁判官が、実は Fisher 卿一人で

あることを明示したのである。そして、Le Lievre 対 Gould 事件における Cann 対 Wilson 事件の取り扱いが、Derry 対 Peek 事件貴族院判決によって決定づけられたものであったことを確認しているのである。

④ Nocton 対 Lord Ashburton 事件の検討

そして、Morris 卿は、続けて、Hedley Byrne 事件に決定を与える際に同卿にとって実質的な課題となるものが、Derry 対 Peek 事件における貴族院が Cann 対 Wilson 事件判決をどのように取り扱ったかの問題となることを、こう述べている。

「このようにして、本件においては、Derry 対 Peek 事件における貴族院判決が、Cann 対 Wilson 事件において、Chitty 高等法院裁判官をして、契約とは全く別個に、および、詐欺とは全く別個に、Cann 事件の被告によって同事件の原告に対して負われる一個の注意義務が成立していたと陳述せしめるにいたった同裁判官の推理のその部分を、直接的に、もしくは、少くとも、推認によって、そのいずれかによって、遡及的に変更しているか否か、に関する探求が提起されるのである。」⁽⁸¹⁾

そして、Morris 卿は、Derry 対 Peek 事件が問題点について判例法上において有している趣旨がいかなるものであるかについて考慮する際に、最も権威性を帯びた指針が、Nocton 対 Lord Ashburton 事件における貴族院判決によって与えられていることを確認して、先ず、同卿は、Nocton 事件における Haldane 卿の演説を引用している。

「Nocton 対 Lord Ashburton 事件におけるその演説において、Haldane 大法官は、こう述べた。すなわち、

『諸卿よ、Derry 対 Peek 事件の判決に関与した高貴かつ深い学識の諸卿によってなされた同事件についての検討は、私には、次の仮定、すなわち、詐欺を理由とする一個の通常の訴訟に必要な基礎とは何であるか以外の他の何らかの問題がそれらの諸卿の面前に提起されていると諸卿が考慮したという仮定を、排除するものであるように思われる。それらの諸卿は、実際本当には、Derry 対 Peek 事件における当事者間の関係に関して立証され

た事実関係が、一般的誠実義務 (the general duty of honesty) 以外の他の何らかの特有義務 (special duty) を、その当事者間の関係から確証するためには、十分なものではなかったと考えた、と受け止められなければならないのである。しかし、諸卿は、Derry 事件における当事者間の関係とは異なるある一つの種類の関係が当該の四囲の状況に照らして開明されるべきである場合には、当該の事件は、詐欺を理由とする一個の訴訟が成立するであろうか否かを問うことによって結論づけられるべきである、と述べていないのである。私は、Derry 対 *Beck* 事件における貴族院判決に引き続き諸先例は、同判決がなしたより以上のことを意味するものとなるよう意図されていた、と想定する傾向を明らかに示している、と考える。実際には、その判決は、単に、もろもろの法律上の責任が生起しうる問題の領域の一部分に及んでいたにすぎないのである。その違反が損害賠償に対する一個の権利を与える場合があるところの、誠実であるべき責務 (obligation of honest) 以外の他のもろもろの責務が (obligations) が存在するのである。これらの責務は、大半の法が、常に、裁判官によって作成され続け、それ故、不文の法であり続けている一個の法体系の特質を帯びるところの、方式として確立されているその慣行に従って裁判官達が作り出し続けているもろもろの原理によって、決定されるのである。』(〔1914〕A. C. 932, at 947.) など。

多数の先例の検討の後に、Haldane 卿は、こう述べた。すなわち、

『しかし、誠実であるべき普遍的債務を帯びる義務 (the duty of universal obligation to be honest) および取消権を与える原理のその強行と並んで、もろもろの裁判所、殊に、大法官府裁判所は、私が既に言及している他の諸事件、つまり、一個の本質的に異なる特質を帯びたもろもろの請求権を提起して、しばしば、もろもろの詐欺の訴訟として誤って解釈されて来ている諸事件を取り扱わなければならなかった。このような請求権は、もろもろの当該の四囲の状況およびもろもろの当事者間の関係が履行されなかった特定個別的な責務を帯びるもろ

もろの義務 (duties of particular obligation which have not been fulfilled) を生ぜしめるか否かの問題を、提起するのでもなく。』 ([1914] A. C. 932, at 955.) 』。

Haldane 卿は、もろもろの当該の四冊の状況およびもろもろの当事者間の関係から、一個の特有義務 (a special duty) が生じうる場合があることを、指摘したのである。つまり、ロモン・ローにおいて、一個の推認契約 (an implied contract)、または、衡平法において、一個の信託関係上の責務 (a fiduciary obligation) が成立しうるのである。Derry 対 Peek 事件が決定したことは、「Haldane 卿によれば、」問題の取締役が、株式の引受を招請した公衆一般に対して、何らの信託義務 (fiduciary duty) も全く負うていなかった、ということであった。⁽³⁷⁾

Morris 卿は、Derry 対 Peek 事件における貴族院判決が決定したことは、同事件においては、立証された事実関係に照らして、一般的誠実義務以外の他の何らかの特有義務を確証するために十分な当事者間の関係が存在していなかったことに過ぎないことを、確認したのである。そして、同卿は、Haldane 卿の意見の引用によって、一個の特有義務が当該事件の事実関係に照らして成立しうる場合があることを、明示しているのである。更に、Morris 卿は、Derry 対 Peek 事件における他の諸卿の意見を検討している。Dunedin 卿の演説について、同卿は、それが、注意義務違反としての適切な注意を欠く行動が成立するためには、一個の義務 (duty) が存在しなければならぬこと、一個の義務は多くの仕方において生起すること、すなわち、対世的に負われるもろもろの義務が存在しうること、契約からもろもろの義務が生ずること、契約が介在しなくても受託者の受益者に対するもろもろの義務のように信託の通常の意味における一個の関係からもろもろの義務が存在しうることを、指摘したものであることを、確認している。⁽³⁸⁾

また、Shaw 卿および Parmoor 卿の演説については、それが、Derry 対 Peek 事件をもっぱら詐欺 (fraud) にもとづく訴訟の事件として取り扱っていることを確認し、この点に関して Haldane 卿の取り扱いと同等であることを、

明示している⁽⁸⁾。しかし、Shaw 卿の意見は、実は Devlin 卿の意見（本稿二の(三)の(四)の(五)）において詳細に検討されているように、Haldane 卿の意見と重要な点において、相異なるものであった。

Morris 卿は、Nocton 事件の検討を通じて、Derry 対 Peek 事件貴族院判決が判例法上において意味するものを確認した上で、Cann 対 Willson 事件について、次の様に述べて、結論づけている。

「諸卿よ、Nocton 対 Lord Ashburton 事件においてあたえられる助力に導びかれて、私は、Lievre 対 Gould 事件において、Cann 対 Willson 事件が誤って決定されたということが、判示されたとされるべきではない、と考える。「つまり、」契約とは独立して、情報が提供される場合に、または、助言が与えられる場合に、誠実であるのみならず更にまた注意を用いるべき一個の義務を創出するある一つの関係を確認するもろもろの四囲の状況が存在する場合があるのである。」⁽⁹⁾

⑤ 問題点についての法原理の表明

そして、Morris 卿は、「誠実であるべきのみならず更にまた注意を用いるべき一個の義務」を創出するもろもろの関係について、Hedley Byrne 事件に直接的に適用しうるように確立されうる法原理について、自己の見解を、こう述べたのである。

「本件における、およびそれと類似の事件における探求は、それ故、両当事者間に一個の義務を創設するある一つの関係が存在していたか否か、および、もし存在した場合には、右の義務が一個の注意義務を含んでいたか否か、に関する一個の探求となるのである。

Haldane 卿が Nocton 対 Lord Ashburton 事件において与えた指針は、Robinson 対 National Bank of Scotland Ltd. 事件における同卿の判決において、Haldane 卿自身によって繰り返された。同卿は次のことを明瞭に指摘した。すなわち、Derry 対 Peek 事件は、(1)信認関係に関する法理の全体、(2)明示の契約と同様にまた推

認契約から生ずる注意義務 (duty of care) および、(3) 裁判所がもろもろの個別の事件において存在することを認定することがある他の特別な諸関係から生ずる注意義務、に影響をあたえなかったということ、がそれである。

諸卿よ、私は、次の事が当然の結果である、また、今や、確立されているものとして見られるべきである、と考慮する。すなわち、もし、一個の特殊な熟練による技能を具えている人が、契約を全く顧慮しないで、右の技能を信頼 (rely) する他の者の助力のために、かかる技能を用いることを引受ける、とするならば、一個の注意義務が生起するであろう。右の義務もしくはは役務 (service) が、ことばを手段にして、もしくは、ことばを媒介にして、行なわれることになるかは、何ら相異を生ずるものにはならない。更に加えて、もし、ある人が、他の者達が、その人の判断もしくはは熟練した技能に、あるいは、その人の入念な調査を行なうための能力に信頼 (rely) することが、合理的にありうるであろう立場に、置かれているところの一個の領域において、そのある人が、他のある者に対して、情報もしくはは助言を与えることを引受ける、または、その人の情報もしくはは助言が、他のある者に対して伝えられることを許与する場合であって、かつ、右の他のある者がその情報もしくはは助言に信頼を置くであろうことが、右のある人が認識するところである、または、認識すべきところである場合には、一個の注意義務が生起するであろう。⁽⁴⁾

以上の判旨から明らかな様に、Morris 卿の意見は、Hedley Byrne 準則による責任の範囲を、Reid 卿の意見よりもより限定することになると思われるのである。

付記 本稿は一九九五年度創価大学短期在外研究による研究成果の一部である。関係者に厚く御礼申し上げます。

注

- (1) Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465, at 514.
- (2) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 537-539.
- (3) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 480.
- (4) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 480-482.
- (5) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 482.
- (6) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 482.
- (7) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 482-483.
- (8) イギリス契約法において、担保 (warranty) とは、契約条項 (terms) のうち、条件 (condition) と區別されるもので、いわゆる契約の根底に達しない約款のことである。担保は、当該契約の主たる目的にとつて副次的なものであって、それに対する違反はその相手方にたいして損害賠償請求権を生ぜしめるのであるが、その契約の履行拒絶がなされたものとして取り扱う権利を与えるものではない。これに対して、条件とは、いわゆる契約の根底に達する約款であり、それに対する違反は、その相手方に対して、その契約が履行拒絶されたものとして取り扱う、いわゆる、解除権を与えるものである。アメリカ法においては、イギリス法におけるように、契約の約款を上述のように条件約款と担保約款とに分類することは行なわれていない。
- 尚、イギリス契約法において、いわゆる解除権の発生の有無が諸先例によって確立されている条件と担保の區別に過度にとらわれずに、個別の事件の具体的状況における違反の實質的意義を顧慮することによって、決定される傾向について、望月礼二郎、英米法「新版」(青林書院、一九九七年)四五七頁—四六〇頁参照。
- (9) この点については「一、はじめに」の注(2)を参照。
- (10) Reid 卿が「言及している「無償の義務もしくは役務の事件」とは、Wilkinson 氏 Coverdale 事件 (1 Esp. 75.)、Shiells 氏 Blackburne 事件 (1 H. Bl. 158) 、および Dartnall 氏 Howard & Gibbs 事件 ((1825) 4 B. & C. 345.) である。これらの事件は、Devlin 卿による詳細に検討されている。本稿一の(三)の(9)および(10)を参照。
- (11) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 483-484.
- (12) *op. cit.*, [1889] 14 App. Cas. 337.
- 事実関係については本稿一の注(9)を参照。
- (13) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 484.

問題となっている制定法は、Derry 対 Peak 事件における貴族院判決のもつ欠陥を修正するものであった。即ち、取締役は、目論見書中の不実の言説につき、それらの言説が真実であることについて、そう信ずる合理的な根拠を有していたか、または、実際にそう信じていたかを示証する「ことができない場合には、責任を負う」ことを規定していた (See Director's Liability Act, 1890. s. 3.)。

- (14) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 484.
- (14 a) それは、大法官府裁判所において、旧来の衡平法上の訴状において問われた信託義務違反のことである。本稿の二の①の②③④⑤を参照。
- (15) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 484-485.
- (16) 1916 S. C. (H. L.) 154.
- (17) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 485-486.
- (18) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 486.
- (19) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 493.
- (20) [1924] 1 K. B. 461.
- (21) *ibid.*, [1924] 1 K. B. 461, at 486.
- (22) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 494.
- (23) [1918] A. C. 626.
- (24) *ibid.*, [1918] A. C. 626, at 689.
- (25) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 494-495.
- (26) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 495.
- (27) (1883) 11 Q. B. D. 503, CA. 事件の事実関係および判決内容は、Morris 卿の判決において確認されているところによれば、以下の通りである。「ある船渠所有者が一人の船主との間の契約に従って、その船渠内の船舶の外側に延びる足場を吊り下げた。原告は塗装作業を行なうために、問題の足場を使用した。それは、原告がその船主の船舶の外側部分を塗装するために、その船主との間に契約を締結したある塗装屋によって雇用されたからであった。原告は船渠所有者が利害関係を有する取引のためにその足場を訪れたのである。原告は被告船渠所有者によって問題の足場を使用するよう招請された。たと考慮されるのであった。それ故、被告は、問題の足場が被告によって直接の使用のために供与されるその時点において、それが使用されるために適切な状態にあるよう合理的な注意を行使すべき一個の義務を負っていたのである。」

- ([1964] A. C. 465, at 495-496.)
- (28) (1869) L. R. 5. Ex. 1. 事件の事実関係および判決内容は、Morris 卿の意見に現れているところによれば、以下である。
 「被告薬剤師は、一瓶の洗髪剤をある夫に販売したが、その際に、問題の洗髪剤がその夫の妻によって使用されることになるとを認識していた。同事件の判決は、被告薬剤師が問題の洗髪剤を調整する際に通常の注意を用いるべき一個の義務をその妻に対して負っていたという妨訴抗弁 (denurter) にもとづいて判示された。」([1964] A. C. 465, at 496.)
- Morris 卿は George 氏 Skivington 事件の判旨を直接に確認していないが、それは同事件が著名な事件であるためである。Kelly 財務裁判所首席裁判官の判旨を確認しておこう。同裁判官は、担保の問題は全く存在していないのであって、薬剤師が洗髪剤の製造についての熟練による技能の欠如と適切な注意を欠いた行動を理由とする場合訴訟において、責任を負うか否かという問題が存在すると指摘して、こう述べた。
- 「このような義務が、買主に対して存在したことは疑いのないところである。そして、その義務は、私の判断によれば、問題の調整物がある人の使用のために買主によって購入されたことを、売主が知っている場合には、その人に対しても及ぶのべきである。」(*ibid.*, (1869) L. R. 5 Ex. 1, at 3-4)
- (29) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 495-496.
- (30) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 496-497.
- (31) 39 Ch. D. 39.
- (32) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 497.
- (33) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 497-498.
- (34) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 498-499.
- (35) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 499.
- (35 a) Le Lievre 氏 Gould 博士の書状原案については、Reid 卿の意見に付された注 (67 b) を参照。
- (36) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 499-500.
- (37) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 500-501.
- (38) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at spl.
- (39) *op. cit.*, [1964] A. C. 465, at 501-502.
- (40) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 502.
- (41) *ibid.*, [1964] A. C. 465, at 502-503.